

北辰丸、大和丸、松山丸、東英丸、土洋丸、熊本丸、南越丸、新潟丸

計十九隻

此第三回に運送せられたるものは、左の如し。

(一) 軍司令部 (二) 第六師團司令部 (三) 步兵第十一旅團 (四) 騎兵第六大隊 (一中隊欠) (五) 工兵第六大隊 (一中隊欠) (六) 歩兵彈藥一縱列 (七) 糧食一縱列 (八) 衛生隊半部野戰病院一 (九) 輜重監視隊一 (十) 患者輸送部 (十二) 人夫三千人 (此外に人夫三千人おりと雖も分ちて各縱列に屬せり)

○第四回輸送

(一) 軍司令部人馬並に附屬人馬 (二) 兵站監部同司令部員並に附屬人馬 (三) 後備工兵二中隊 (四) 徒步砲兵一中隊 (五) 第一野戰電信隊及び第二の四通信部員 (六) 軍樂隊

○第五回輸送 (旅順より出發)

(一) 第一師團の工兵大隊本部及一中隊 (二) 第一師團の山砲一大隊同山砲彈藥縱列 (三) 徒步砲兵大隊本部及一中隊 (四) 第六師團の工兵一中隊

(五) 第六師團の山砲一大隊同彈藥縱列 (六) 第六師團の糧食縱列一 (七) 第六師團の衛生隊半部 (八) 攻城廠〇野戰砲廠二附屬の人馬共 (人夫貳千五百人) (九) 野戰砲廠并に徒步砲兵大隊に附屬の人夫八百名

此旅順口より運送せられたる各部隊の乗用船は前回に榮城灣より歸りたる山口丸、小倉丸、酒田丸、空知丸、立山丸の五隻を第一回とし、東英丸、和泉州丸、旅順丸、釜山丸の四隻を第二回として、重ねて榮城灣に運送せる者なり第二師團長佐久間中將が、一月十六日を以て軍司令官より親しく授けられたる命令の要點は、左の如し。

一 貴官は艦隊の掩護に依りて上陸點に達し、上陸後は直ちに榮城灣を占領し後續艦隊の上陸を掩護し、且つ威海衛に通する諸道路及び敵狀を偵察すべし。

一 其師團及び後續艦隊の上陸に關しては別に上陸命令を與ふ。

明治廿八年一月十六日

大山第一軍司令官

上陸委員
第二軍は、昨冬十月花園河口の揚陸に於て、大に其利害を實驗したるか故に、此回榮城灣上陸に當りては豫め其上陸委員なるもの各部の海陸軍大中少佐及尉官を以て之を組織したるものと定め、上陸順序を極めて周密厳整に規定して之を實行せしめたり。前文命令中に在る上陸命令なる者は即ち上陸に關する順序を定示せるものなり。今之を略す。

上陸委員は、分ちて本部及甲乙丙の三掛と爲せり。即ち左の如し

(一) 本部 海陸軍少佐 二名
海陸軍大佐 一名

(甲) 船舶掛 海軍大尉 二名
海陸軍大尉 一名

船舶の進退、石炭及び水の供給端艇の上下小汽船の着發出入等の事を管理す

(乙) 人馬物品揚卸掛 海陸軍將校 若干名

各運送船に此掛あり、人馬物品の揚卸に關すると一切を管理す

(丙) 整頓掛

工兵中佐 一名

當該各師團の參謀士官 一名

既に上陸したる部隊を整頓するとを管理す。

是れより先に、我海軍連合艦隊は敵艦の動靜を充分に偵察したるに、皆威海衛軍港の奥に籠泊して、専ら我水雷艇の侵入攻撃を防ぐのみにして、敢て同港の外に出るの色無し。一月十八日、我遊擊第一艦隊、吉野、秋津洲、及び浪速の三艦は、山東省登州に向て進行し、同日より其翌十九日に至るまで、空砲或は榴弾を以て登州附近海岸を砲撃したる後、同廿日山東岬角に返り來りて我陸軍第二師團の上陸を護衛する所の本艦隊に合せり。此登州海岸の砲撃は、他無し、榮城灣に於る我陸軍の上陸兵を掩蔽するか爲且つ山東省威海衛芝罘附近陸上の敵軍を牽制せしむか爲にしたる也。』一月二十日午前五時三十分、我艦隊は第一次出發の運送船十九隻を護衛して、榮城灣と山東岬角との附近に達す。時に北風稍強くして、降雪紛々たり。故に陸上の敵兵は、我の大兵大舉して陸に近づくとを知らず。

水兵決死隊

我八重山艦、愛宕(砲艦)摩耶(同上)磐城(同上)の三小艦と共に、先鋒として榮城灣外に進み。八重山、愛宕、摩耶の三艦より各其端艇一隻つつを出し、八重山の水兵七名(從來決死隊と稱するもの)を大澤大尉に附屬せしめ、榮城灣に先登して、其電信線を切斷するの任務に當らしむ。中村工兵少佐、及び佐々工兵、大尉も亦軍司令部の命を以て、敵地の電信線を切斷するの任務を帶びたるか故に、共に八重山の端艇に乗込み、且つ右水兵決死隊七名の外に、更に敵地搜索の爲に水兵五名を添乗せしめ、石井砲兵大尉も亦之に乗れり。又愛宕、摩耶、各端艇には、海軍少尉一名をして水兵五名を率ゐて各之に乗らしめ、且つ電信技手十二名を分載せり。今や八重山の端艇中に在る中村工兵少佐、石井砲兵大尉は、共に昨年十二月廿二日を以て、榮城灣に潜入上陸したる人々なりと雖、今や一月廿日の曉、第五時頃にして、陰雲漠々飛雪紛々として咫尺茫々として辨し難き際なるが故に、目的地たる榮城灣に入らむと欲すれども、意の如く速かる能はず。榮城灣内に入りたる頃は、既に六時に近くして天將さに白からむとす。我一艇は遙かに沖合に留まり、八重山の端艇は獨り岸邊に近前し、決死隊の一艇先づ跳りて岸上に登れば忽ち六七名の敵兵が東方平地に在るを認む。艇内

敵兵の現

に在る大澤大尉は此先登兵一名を呼返して姑らく海上に避けむとするや、敵兵二三十名一時に現はれ出づ。我端艇岸を離れて漕出すと僅かに十米突なる頃、敵兵は岸邊の小舟を盾てとし我艇隊に向て一齊射撃を行ひ、之と同時に東方山腹より現はれたる敵兵五十名内外も亦海岸に來りて列を正し、盛んに我艇隊を射撃す。是より先に陸上敵ある時は烽火を擧げて之を示すべしとの約あるか故に、我艇隊は烽火を擧げて之を艦隊に信報し、一面は尙ほ陸岸の敵に向て應戦しつつ海上遙かに退却せり。

八重山の端艇には、四十七密(ミリメートル)の機關砲一門あるか故に、之を發射して敵を挫かむと欲せしも、艇小なる故を以て發砲毎に艇の進行を妨害せらるゝのみならず照準を定ると能はず。大に困却せる折しも、岸上の西方丘陵より敵兵は野砲を連發するか爲に、三端艇は殆んど危からむとせしが、八重山艦より之に應砲し、他の我三砲艦よりも亦之に應砲したるを以て陸上の敵砲は、端艇を射撃するとを止めたり。是に於て三艇は一つも死傷無く八重山艦側に歸りたり。幾はくも無くして、我が艦隊は堂々整々、陸軍運送船隊を護衛しつつ榮城灣内に入

入城灣進

り來りたるか故に、岸上の敵兵は忽ちにして其砲四門を遺棄したる儘榮城縣の方

向を指して逃走せり。

是に於て、我決死隊及び工兵隊の一部電信技手等は直ちに岸邊に上り、電信技手は敵の電線を切斷し、新納海軍少佐の一行は山東岬角の燈臺を占領せり。

此日我陸軍の上陸を速かならしめむと大に力を盡くせりと雖、其手數は意の如くならず。各船競走するか爲に却て混雜を加へ、遅延を招けり。
午後七時揚陸を中止す。此日全く其揚陸を終りたるものは、唯酒田丸の一隻あるのみ。

同廿一日午前七時より揚陸を始め、午後六時之を中止す。此時大連灣をば次第に發したる運送船、和泉丸、旅順丸等漸く榮城灣に入るを以て、先着運送船の近傍に投錨し、第一回入港船の揚陸終るを俟ちて漸次其錨位に入らしめ以て揚陸に便にする。此日第一回及び第二回着廿一隻の運送船中に於て揚陸を終りたるものは、遠江、廣島、小倉、立山、三池、薩摩、宗谷、空知、有明、兵庫、釜山の十一隻のみ。

劇風雪

此日亦西北風稍劇しく、時々降雪。

風浪高

同廿二日、午前七時揚陸を始め、午後六時之を中止す。此日微風海上靜穏なりしが故に、揚陸をして大に速かならしめ、全く揚陸を終りたるものは和歌浦、三河、山口、豊橋、金州、新發田、名古屋、和泉、仁川、小樽、住の江、攝揚、旺洋、越後、神祐の十五隻とす。

同廿三日第三回發の運送船横濱丸等、漸次に入港せり。午前七時揚陸を始め、午後六時之を中止す。揚陸全く終りたる者は旅順、膽振、横濱、長門、佐倉、伏木、北辰、新潟の八隻とす。此日天氣晴朗なりしか故に揚陸をして大に速かならしめたり。

同廿四日、例の如く午前六時に揚陸を始む。正午過ぎより西北風大に起り、時々雪を飛はし。風浪彌よ高く、殆んど揚陸を中止せひとせしも人々皆奮勵してて、僅に此大困難を凌ぎ、南越、姫路、東英萬國、攝州、東洋、大和、高砂、土洋、福岡の十隻をして全く揚陸を終らしめたり。

占領榮城縣の

此風浪をして、兩三日前に在りて起らしめたらむには、我軍の上陸をして、大に沮害を被むらしめたるべきも、幸にして上陸皆濟の後に在り。故に我軍は多額の糧秣を陸揚して之を榮城縣に積みとを得たり。

榮城縣は、榮城灣を距ると四里我軍第二師團の進入するや、敵兵一人も抵抗する者無く、我は一彈をも費やすして之を占領せり。

第二師團は、一月廿日廿一、廿二の三日を以て、其上陸を全遂し。廿四日には、榮城縣及び其以西に宿營し、廿六日に於て西寶山方面(榮城灣より九里)より橋頭集方面に進行を始め、而かも第六師團は、廿三廿四の兩日に於て上陸を全了し、廿六日を以て北^西(榮城より右に入る六里)孤山後の方に向て前進を始めたり。

第二

行軍命令

南北二條

榮城より威海衛に達するの道路は、南北二條あり。其南なる者は、榮城より九里、西寶山に出て橋頭より孟家庄張家口を経て温泉湯鳳林集及び北虎口に達し。また其の

芝罘街道

道

威海衛街

行軍命令

北なるものは、榮城より右に入り、北^西(榮城灣より六里)より温泉寨、林格庄、屯候村、鮑家、柳家庄を経て、孤山後に出で、即ち摩天嶺の後背なる麓に通するものとす。土人は此道の南なる者を呼て之を芝罘街道と云ひ、北なる者を威海衛街道と云ふ。南北二路共に嶮隘なりと雖、北道は殊に太甚たし。故に、我軍司令官は、兵數の寡少なる第六師團をして北方より前進せしめ、而かも兵力多き第二師團をして南道に行進せしめたるものなりと云ふ。

大山軍司令官は、廿三日を以て榮城縣に入り、廿五日正午を以て行軍命令を發すると、左の如し。

行軍命令

- (一) 上陸點及び榮城縣に在りし敵兵約千五百は、西方に退却せり。
- (二) 孤山後及び橋頭集には、數多の敵兵あり。
- (三) 軍は行軍豫定表に従ひ、明廿六日、威海衛に向ひ前進す。
- (四) 右縱隊鮑家に達せば、止まりて前方の地形及び敵狀を偵察し、且つ艦隊と連絡すべし。

海軍の陸戦隊は、砲兵中佐豊島陽藏の指揮下に在りて右縱隊に續行す。此隊の行軍宿營給養は、縱隊司令官之を擔任すべし。

(四) 左縱隊は、張家口子に達せば、止まりて前方の地形及び敵情を偵察すべし。橋頭集に宿營する部隊は、一の警戒隊を出し、寧海州及び文登縣方向を搜索せしむべし。

(五) 徒歩砲兵第二大隊は、行進宿營給養に關し、左縱隊司令官の指揮を受くべし。

(六) 新堂口枝隊は、其地附近に陣地を選定し、南方に通する道路を警戒し、背後連絡線を掩護すべし。

(七) 予は廿七日埠柳村に廿八日橋頭集に至る筈也。

此命令に添付せる行軍豫定表は左の如し

右縱隊の先頭

一月廿六日 張格庄と齊頭面(曲格村)

同 廿七日 石家河

左縱隊の先頭

乳家村

橋頭集

黒木中將

同 廿八日 鮑家

張家口子

右縱隊は即ち第六師團(熊本)の第十一旅團、及び海軍陸戦隊にして、黒木中將之を率ゆ。

左縱隊は即ち第二師團全部歩兵二中隊と騎兵一分隊欠及び徒步砲兵第二大隊野戰電信隊にして、佐久間中將之を率ゆ。

新堂口技隊は、第二師團の歩兵二中隊と騎兵一分隊にして、兵站監の指揮に屬す。

將佐久間中

遇敵の遭
慣習の遭

第六師團の運動

右縱隊たる第六師團の前衛第十三聯隊(一大隊欠長沖原大佐(光孚)は其部下諸隊を率ゐて、廿七日午後三時、石家河十字河の附近に達し。前衛騎兵第六大隊は鮑家に達し、更に其騎兵を前進せしめて河東村近傍に至れば、孤山後北方の高地に敵の砲臺及び堡壘線あるとを確認せり。孤山附近に於て約百餘名の敵騎兵に遭遇し、我騎兵は漸次退却して鮑家に歸りしが、敵五十餘人は追尾して此方面に來るを以て我騎

敵情偵察

兵大隊は九臘灘附近に止まりて敵を監視し、前衛は石家河西方高地に前哨を配置し、而かも第六師團本部は北湊西近傍に宿營せり。

廿八日、前衛及び師團本隊は午前七時頃より雪路を踏み鮑家に向て前進し、騎兵大隊は陳家庄附近に進み、前方孤山後九臘村(摩天嶺の麓)附近の敵情を偵察し、敵の陣地の右翼を偵索せり。午後一時、前衛は鮑家に達し、其前方柳家庄に歩兵の一部隊を出し、前哨たらしむ。敵の海岸砲臺より發する重砲頻りに此線を射撃するが故に、我前衛司令官沖原大佐は一二將校斥候を發し、敵情及び敵陣の位地を偵察せしめ、之と同時に鮑家の西方一帶の高地に前哨を配布し、前衛の鮑家村に於て警急舍營を爲せり。

師團本隊は午後二時廿分頃屯侯村附近に宿營し、歩兵十三聯隊の第一大隊(師團本隊附)を分ちて之を寨子東に派出し、前衛前哨の右翼に連接して北方海岸迄の間を警戒せしめたリ。

同十九日は、我軍總攻撃の前日なるか故に、我右縱隊は現在隊形を以て駐屯するに決し、此日は専はら工兵隊をして我前進すべき道路を開修せじめ、一面は専はら

師團本隊

地形及び敵情を偵察す。地形偵察の爲に進發せる將校左の如し。

(一) 第二軍參謀長井上少將、同參謀落合工兵少佐は、第六師團前面の情況及び孤山後高近の地形。

(二) 第二軍參謀神尾歩兵中佐大本營副官大庭歩兵大尉は、孟家庄附近より孤山後と前亭子寨との間に通する道路の有無。

(三) 第二軍參謀副官伊地知砲兵中佐、大本營參謀東條砲兵中佐、第二軍參謀由比歩兵中尉は、前亭子寨附近の地形。

(四) 第二軍參謀藤井砲兵少佐、大本營副官佐伯歩兵大尉は、報信(地名)附近の地形此日敵の砲臺よりは、絶へず重砲を以て我前哨を射撃し、又午后一時頃二群の敵兵其一は摩天嶺の南方なる嶺後村の谷中より出てて我前哨線に迫り他の一は謝家庄附近の村落より出て來り巨崖村と陳庄との間迄進みたりしも我前哨の爲に一齊射撃を被むるや忽ち退却せり。此敵の兵力は六七百人なりき。

地形偵察

の將校

第二師團の運動

是より先に、第二師團の工兵第二大隊は、非常の奮勵を以て風雪を冒かして道路の修理に從事し、埠柳村より、沙格庄を経て西竇山に至る嶮隘を開削して我野砲を通過し得へからしめたり。

廿六日第二師團の獨立騎兵第二大隊（一小隊と一分隊欠）は橋頭集方向を搜索し、牙格庄に宿營し。前衛司令官山口少將は其部下諸隊を率ゐて梁南村沙格村及び孔家村の間に前進宿營せり。

師團本隊

第二師團本隊は、不夜城跡より埠柳村に亘る諸村に宿營せり。
同廿七日、前衛山口少將の部隊歩兵第三旅團第四聯隊及び騎兵第二大隊（二分隊欠）砲兵第二聯隊の第三大隊工兵第二大隊は橋頭集に進みて此に宿營し。左翼第四旅團（司令官貞愛親王）及び騎兵一分隊は、確夏（地名）と孔家村との間に宿營せり。

右翼師團本隊（歩兵第十六聯隊騎兵第二大隊の一分隊砲兵第聯隊隊の第三大隊第

堪人夫役に

二聯隊の第一大隊彈薬第二大隊第一、第二野戰病院、輜重兵第二大隊并に徒步砲兵第二大隊は此日進みて橋頭集、西竇山沙格庄に宿營し、別に歩兵十六聯隊騎兵一分隊砲兵第三大隊を割きて右側支隊とし孟家庄に宿營せしめ以て温泉湯に對して警戒せり。

此日風雪肌を刺す人夫二千餘人中三分の一は、道路氷結し滑走の太甚たしきが爲に役に堪へず、駄馬も亦減耗せり。

同廿八日、橋頭集の西南約三吉羅なる高地に在りし敵兵は昨日我第二師團前衛の爲に驅逐せられ、海州方向に退却せり。敵の死者一名我兵輕傷二名あり。此前衛山口少尉の部隊は、張家口子に前進し、偵察隊を温泉湯に派遣せり。

別に歩兵第四聯隊の一大隊と騎兵半小隊とを以て一支部を編成し、報信（地名）より温泉湯に至る道路及び文登井に草店方向を搜索せしむ。

師團本隊は橋頭集及び孟家庄に宿營せり。

此日敵兵は、虎山西北方約千二百米突なる高地より温泉湯北方に亘り守備兵を配布し、又虎山西北方高地に砲兵を備ふるを見る。我前衛前哨を後亭子寨附近に張り

以て之を警戒す。

同廿九日、敵は兵五千内外砲二門を以て虎山方面より出て我前哨を襲撃す。午前十時過我前哨歩兵之に應戦し、後亭子寨南方の高地に據る。敵砲は温泉湯西北高地より射撃を始む。午後に至り、敵兵は虎山方向に退却せしかば、我兵猛烈なる射撃を以て之を追撃せり。此日烈風雪を吹きて我兵の面を掩ひ、前方を遠望するを得ず、故に照準極めて困難にして、前進すると更に難し、且つ道路険隘なると加ふるに氷結とを以てし砲兵の行進遅緩にして、終に戰鬪に參與する能はざりし。

敵の死傷は未だ詳かならず。我戦死は歩兵下士卒四名、傷歩兵下士卒十三名、銃弾を費すと七千八百廿八發なりき。

是に於て一月廿九日に於る左縦隊の位置は左の如し。

前衛

一 後亭子寨 歩兵第十六聯隊砲兵第五第六中隊騎兵第一中隊第二中隊及び衛生隊半部

一 前亭子寨 師團司令部歩兵第四聯隊の第一大隊第二聯隊砲兵第二聯隊の

烈風雪を

戰闘に參與するこ

と能はざ

り

敵狀

第五第六中隊

一 張家口子 砲兵第二聯隊の第一第二中隊工兵第二大隊の第一第二中隊
一 黑石寨 步兵第七聯隊、歩兵第五聯隊の第一大隊及第二大隊の半部、第三大隊

孟家庄 軍司令部及徒步砲兵大隊

一 報信村 步兵第四聯隊の第三大隊騎兵第二中隊の八分一
一 新堂口 步兵第五聯隊の第二大隊半部(兵站監直轄)
一 牙格庄より西竇山間

諸縦列及び輜重

第五

一月廿八日廿九日に於る敵情

玆に我左右縦隊に對する敵状を察するに左の如し。

(二) 右縦隊に對する敵

(イ)廿八日敵は孤山後東北一帯の高地線に據り我前哨と相對峙す。而かも敵は時々我前哨線及び斥候に向ひ重砲を發射す又夜間は百尺崖の北方に在る電燈を以て終始間断無く我前哨線を照す。

(ロ)廿九日敵は其主力守備隊を孤山後の北方高地線に置く。即ち其右翼は摩天嶺砲台附近より楊峯嶺、謝家所の各砲台を連絡して其左翼を百尺崖所に托するものにして其砲台は全く連系堡を以て接続せり。

午後一時過より二群の敵(約二營)は嶺後村及び周家灘の兩方向より出て我前哨線に向て襲撃し来る。故に我前哨隊は歩哨を増加し前衛本隊は警急集合を爲せり敵は巨涯村附近に來りしも我兵の展開せるを見て退却せり。

(三) 左縱隊に對する敵

(イ)廿八日虎山西北約千二百米突に在る高地より温泉湯北方に亘り守備兵を配布し虎山西北高地には砲數門あり。我偵察騎兵及び斥候歩兵に向て時々射撃を爲せり。

第六 我軍攻撃の計畫及命令

總攻擊の
計畫

我第二軍の總攻擊は一月三十日拂曉より始むるとに決定せり。其計畫は左の如し。

(一) 攻撃計畫

百尺崖所より西南に亘る高地は、五朱川の左岸に沿ひ我に對し凸出せる弧状を爲す。而かも五朱川の河谷は開豁にして、我兵の前進運動を掩蔽する可能はす。殊に右縱隊に對する敵の正面前には二千米突餘の開豁地あり、而かも摩天嶺及び楊峯嶺附近の砲台は能く俯瞰して之を掃射すべし。

地形此の如し。故に我軍の目的は先づ鳳林集の東南方高地を占領し、次て百

預定計画
の如く行はれず

尺崖所附近の諸堡壘を攻陥せんとするに在り。

故に軍は左縦隊をして鳳林集東南方高地を攻撃せしめ、右縦隊は前面の敵に對して一部隊を止め其主力は左縦隊と連絡し且つ其攻撃に協力する如く計畫せり。

然れども實際戰闘の経過は右豫定計畫の如く行はるるを得ざりき。

即ち右縦隊は地形上に於て、前面斜面の敵の砲火に制せられ之を傍視して左方に轉進する能はず、故に百尺崖所附近の諸敵壘に向て單獨の攻撃を行ひ、而かも左縦隊は鳳林集東南方の高地を占領するに至れり。

(三) 攻撃の爲に下したる命令は、左の如し。

軍の戰闘命令 (一月廿九日午後九時孟家庄に於て)

- 一 敵は百尺崖所より西南に亘る高地を守備す。
- 二 軍は明日鳳林集東南方高地を占領せんとす。
- 三 我縦隊は明日百尺崖附近の砲臺を砲撃する筈なり。
- 四 右縦隊は明日未明より左縦隊と連絡し其攻撃に協力すべし。

前面の敵に對しては、右縦隊の一部隊を止めて其出撃に備ふべし。

左縦隊は、明日未明より敵を攻撃し、鳳林集東南の高地を占領すへし。

高地占領後は、敵艦の砲撃に注意し、遠く進出すべからず。

報信村に出しある警戒隊には、騎兵の大部分を屬し、同地に止め寧海及文登方向を警戒し寧海方向は特に遠く捜索すべし。

又軍司令部の直接使用に供する爲其縦隊より、歩兵二大隊騎兵半小隊を午前六時までに温泉湯東南方(後亭子寨南方)に開進せしめ置くべし。

徒步砲兵第二大隊は、午前六時迄に温泉湯東南方(後亭子寨南方)に至るべし。

六 予は、午前六時より温泉湯東南方(後亭子寨南方)に在り。

第二軍 司令官 大 山 大 將

第二第五師團長及其他受命者名充て

此命令は、廿九日午後二時張家口子北方高地に於て、軍司令官は親しく第二第六兩師團長及び其他の受命者を會して現地に就き命令を授くべき筈なりし

も降雪の爲に、道路及び位置共に明瞭ならず。且つ受命者各人も亦豫定時刻に此地に來會する能はざる。(風雪の爲に途を失し)故を以て、終に午後九時宿營地に於て前件命令を下すの止むを得ざるに至れり。

第七

攻撃の部署

右縦隊

又我右縦隊即ち第六師團の部署は、左の如し。

一 右翼隊

司令官 歩兵少佐 渡邊之

歩兵第十三聯隊の第一大隊野戰砲兵第六聯隊の一小隊工兵一小隊
午前三時迄に前哨線附近に集合し、拂曉より敵孤山後より百尺崖所に至る砲臺に對して攻撃を行ひ之を牽制す。

一 左翼隊

司令官 陸軍少將 大寺安純

歩兵第十三聯隊(第一大隊欠)歩兵第廿三聯隊の第一大隊騎兵一小隊野戰砲兵第六聯隊第三大隊(一小隊欠く)工兵第六大隊衛生隊半部。

左縦隊

午前三時迄に柳家庄東方高地に集合し同時進發し孤山後北方高地に在る敵の右翼を攻撃す。

一 豫備隊

歩兵第廿三聯隊(第一大隊欠)

騎兵第六大隊(一中隊と一小隊欠)

衛生隊(半部欠)

海軍陸戰隊

午前三時迄に鮑家村の西方畠地に集合せしむ。

一 大行季

午前七時屯侯村の西方畠地に集合せしむ。

一 彈薬縱列及び輜重は、午前六時宿營地を發し九皋灘の南側畠地に集合せしむ。

一 左縦隊

即ち第二師團の部署は、左の如し。

一 右翼隊

司令官 陸軍少將 山口素臣

歩兵第三旅團(第四聯隊の第三大隊欠)

騎兵一小隊野戰砲兵第二聯隊の第三大隊

工兵一小隊衛生隊(半部欠)

午前六時步哨線を發し、鳳林集東南高地に向て進撃す。

一 左翼隊

司令官 陸軍少將 貞愛親王

歩兵第五聯隊(第二大隊の本部及二中隊欠)

騎兵第二大隊本部及二小隊野戰砲兵第一聯隊の第三大隊(第六中隊欠)

午前五時卅分、樂各庄東南方約一千米突の處を先頭として集合し、右翼隊の運動に従ひ、進みて、虎山北方高地を占領し、且併せて西方北方に通する道路を警戒す。

一 豫備隊

歩兵第十七聯隊の第三大隊騎兵半小隊野戰砲兵第二聯隊本部及第一大隊同第一聯隊の第三大隊第六中隊工兵第二大隊(一小隊欠)衛生

隊半部

午前六時迄に温泉湯と後亭子寨との間に集合せしむ

一 報信支隊

報信附近に陣し寧海州及び文登方向を警戒せしむ

一 大行李

諸隊出發の後に於て後亭子寨を先頭とし、第一第二野戰病院は午前八時までに前亭子寨の西方道路外に停止せしむ

一 縱列及び輜重

午前八時迄に張家口子を先頭とし、途上縱隊の儘に停止せしむ

一 軍の直轄部隊

歩兵第十七聯隊(第三大隊欠)騎兵第二大隊半小隊徒步砲兵大隊

午前六時迄に温泉湯東南方(後亭子寨南方)に集合せしむ

以上列記する所を以て、我第二軍の方畧及び其左右縱隊の各部署は、其要槩を知るに足らむ。

第八

左縦隊即ち第一師團の攻撃

貞愛親王

第二師團の左翼隊たる貞愛親王の部隊は、卅日午前五時卅分集合地を發し、櫻格庄を經て虎山に向ふ。其第一線の歩兵が櫻格庄の西端に達するや、櫻格庄西北高地に在る敵砲四門の射撃する所と爲り、次て敵の歩兵も亦展開して我兵を射撃すると頗る急なり。我歩兵第五聯隊(青森兵營)の第三大隊は、櫻格庄の西端より東北に亘り展開して敵に當る。第二線の諸隊は櫻格庄の南方高地の東方に開進す。時に午前六時四十分なり。午前七時野戰砲兵第一聯隊第五中隊は櫻各庄の西南方高地に砲列を布き射撃を始ひ、敵は約七百と砲四門なり。

此時第二師團の右翼山口少將部隊の前衛は敵の抵抗を受くると無くして温泉湯北方高地を占領せり。然れども其本隊が前進して温泉湯に入らんとするや、櫻各庄西北方高地に在る敵砲四門の爲に劇しく側面(左側)を射撃せられたりき。

午前七時、野戰砲兵第二聯隊の第六中隊(山口部隊所屬)は温泉湯の西北高地に砲列

山口少將

を布き、西に向て櫻各庄の敵砲を側撃し以て山口部隊の行進を掩護せり。此機に乗じて、山口部隊は温泉湯東北高地の南麓に開進を終り。而かも、歩兵第十六聯隊(山口部隊の主力)第一第二大隊及び工兵一小隊は鳳林集に向て前進せり。敵は此時北虎口村の西北高地に據り我山砲部隊江田大隊の右側を砲撃せり。

午前七時三十分、我砲兵第五中隊は、北虎口村西北高地の敵砲を射撃し、歩兵第四聯隊(仙台兵營)の第一第二大隊は南虎口村を經て前進す。

七時四十分、北虎口村の敵兵約四百人は、漸次に楊家屯(北虎口の南に在り)の方向に退却せり。雖、他の敵兵約五百人は楊家屯の南方高地より前進し來れり。

是に於て歩兵第十六聯隊(新發田營所の兵)の第一第二大隊は此敵に對して前進し、我砲兵第三大隊(貞愛親王部隊)第五中隊も亦進みて南虎口村の西北高地に移り、歩兵の攻撃を援く敵は高地に止まりて頗る能く抗戦せり。

午前九時、歩兵第四聯隊の第一第二大隊(仙臺兵)は、北虎口村に入る。十六聯隊の第一第二大隊は、此時楊家屯南方高地の敵を攻撃しつつ前進せるを以て、此兩聯隊の間に一大空隙を生したり。故に山口少將は、歩兵十六聯隊の第三大隊及び野戰砲兵第

六中隊を以て此空隙より進み北虎口村の西北高地を攻取らしむ。九時三十分諸隊齋しく此高地を占領し、退却する敵兵を追撃す。

是より先に第二師團の左翼隊(貞愛親王の部下)樂各庄西北高地の敵と戰ふと三十分にして、敵は其砲四門を遺棄し、馮家窩の方向に退却せしかば。歩兵五聯隊の第三大隊は之を追撃して樂各庄の西北高地に達せり。砲兵第五中隊も亦此高地に達し、砲列を布き敵を尾撃す。時に午前七時四十分なり。之と同時に歩兵五聯隊第二大隊の二個中隊も亦虎山南方高地より其西北高地に向て前進せり。敵の歩兵約五百と砲五門とは馮家窩の東南方(馮家窩は虎山より鳳林集に出る道路の一村なり)高地に據りて我追撃を扼止せむと謀り、頗る力めたりしも、終に我歩砲兵の射撃に堪ゆる能はずして、午前八時終に馮家窩方向に退却せり。

我五聯隊の二個中隊及び第三大隊は之を追撃して馮家窩東南方高地を占領し、同聯隊の第一大隊は虎山北方高地に達し、騎兵は進みて曲阜を搜索す。

既にして、夥多の敵兵揚家屯近傍より西に向て退走するを見る。我歩兵第五聯隊の二個中隊及び其第三大隊は鳳林集方向に前進し、野戰砲兵第五中隊な馮家窩北方

敵兵退走

に至りて、共に敗兵の側面を斬射せしかば、敵狼狽して威海衛方向に逃走せり。時に午前九時三十分なり。

我第十六聯隊の第一第二大隊工兵一小隊は、楊家屯南方を占領し、(午前十時)砲一門及び夥多彈薬を鹵獲し、次て工兵は該高地に布施せる敵の地雷を破壊す。敵は楊家屯方向に退却せり。歩兵第十六聯隊の第二大隊の一部は之を追撃して楊家屯に至り、其地の翠軍前營及び正營を占領せり。之と同時に、第十六聯隊の一大隊及山砲一中隊は敵を追撃して海岸に出つ。威海衛港内に在る敵艦定遠以下數隻及び水雷艇三隻より此状況を望み見るや、忽ち我追兵に向て、一齊砲撃せしか故に大隊長は退却の令を下たし、鳳林集東北高地の背後に退きたり。此時我兵の死傷數十名に及べり。

第三旅團(山口少將の部下)の他の諸隊は進みて鳳林集の東方高地に集合し、午後一時、第四聯隊(仙台)の第二大隊は鹿角嘴砲台に向ひ前進し、摩天嶺の西南方高地に至る。時に該砲台は既に第六師團の一部隊の占領する所と爲りぬ。

我第二師團の左翼第五聯隊の一部は既に馮家窩を占領し、海岸に出てしが、敵艦の

敵兵退走

猛撃する所と爲りて支ゆる能はず、正午十二時悉く馮家窩に退却せり。午後一時各方面の砲聲全く止みたるが故に、第五聯隊第二大隊の二個中隊及び第三大隊は馮家窩に在りて、鳳林集及び長峰窩の方向を警戒し、其他の諸隊は虎山に集合せり。

此日、第二師團の戰死は士官一名下士卒廿七名傷者五十四名なりき。師團に對する敵の死傷大約百五十餘なりと云ふ。

第九

威海衛要塞背面攻撃第六師團の戰況

堅固而防海衛の背
威。海。衛。の。背。面。禦。は。其。堅。固。な。る。と。旅。順。に。遅。ら。ず。而。か。も。該。港。陸。地。防。禦。の。最。も。嶮。要。を。
占。む。る。者。は。百。尺。崖。所。よ。り。摩。天。嶺。に。至。る。高。地。連。系。堡。壘。に。在。り。我。軍。の。之。を。攻。ひ。る。豈。
一。大。難。事。に。非。す。ど。せ。ん。や。

茲に第六師團の右翼隊は、其歩兵一中隊工兵一小隊を前衛とし、其餘を本隊とし、三十日午前三時、九皋寨(寨子東とも云ふ)を發し、海岸を經て西方に進み、前衛は五朱川を越え、周家灘(五朱川の西岸にして陰山口の山麓に在る村落なり)附近を占領し、本

右翼隊

傷我の死

左翼隊

隊は亘涯村(五朱川の東岸)北方高地を占領し、砲兵小隊は其高地に砲列を布き、敵の重砲砲台に向て砲撃を開始したるは午前七時なりき。

左翼隊は歩兵第十三聯隊第二大隊工兵一小隊を以て前衛とし、三十日午前三時出發を豫期せしも、此方面柳家庄附近道路險惡、加ふるに積雪堅氷の爲に馬蹄を滑轉せしめ、歩行も亦艱むか故に豫定時刻より後るる凡そ三四十分にして前衛の集合を終り、三時半頃柳家庄を發し、河東村(五朱川河の東に在り)を經、五朱河を越え、五時過ぎ、我歩兵の先鋒が孤山後に達するや、敵の一部隊は嶺後村の南方なる鹽堆山の東方に出て來れり。我兵は前日既に此道地理を偵察し密らかに其嶮夷を知りたるか故に、前衛大隊は直ちに進みて九皋村(孤山後と嶺後村との中間に在る村落)南方を通過し、同村の北方なる鹽堆山高地を占領するや、鹽堆山東方の敵は一つの抗抵をも爲さずして後方に退却せり。幾はくも無くして、同地の前面なる摩天嶺砲臺より砲撃を始めたり。時に午前七時過ぎ也。

我十三聯隊の第二大隊(左翼隊の前衛)は邵家村(嶺後村の南)を經て前進し、摩天嶺の斜面に展開し、同聯隊第三大隊は九皋村の北西に開進し、次て第二大隊の左翼に展

開し、摩天嶺の高堡に迫る。山砲大隊は九阜村の北西高地に砲列を布き直ちに砲撃を始む。摩天嶺及び揚峯嶺、摩天嶺の北東に在る堅壘にして摩天嶺砲臺と互に相應援し前面を掃射するの便利を有するものの敵壘より射撃する砲火益す猛烈にして、萬雷轟々たる響きは山谷に震動し、飛來る銃弾破裂する砲弾は紛々として霰の如し。

我將士は、峻険を攀り亂丸を冒して猛進奮闘すると一時間に亘り、終に午前八時二十分、摩天嶺砲臺を占奪せり。

(按するに、本文摩天嶺砲臺と云ふものは、摩天嶺正面第一の主力ある處を指すものにして、摩天嶺の山脈總体の砲壘には非ると勿論とする)

午前八時三十五分、豫備隊に在りたる歩兵第廿三聯隊の第二大隊は、左翼隊司令官の指揮に屬せられ、楊峰嶺砲臺に向て前進す而かも野戰砲兵第六聯隊の第三大隊は九阜村の北鹽堆山に砲列を布き、楊峰嶺に向て射撃を始む。

然るに、楊峰嶺の敵兵は最も堅忍にして能く防戦し、我砲火の猛烈なると、銃砲の銳利なるとに屈せずして之に抵抗し、我前進部隊(第廿三聯隊第二大隊)は楊峰嶺砲臺は徒らに我死傷者を多からしめむとを察し、聯隊長は令を下たして正面攻撃を中心止し、我兵を敵の右翼に迂回せしむ。

初め摩天嶺砲臺の陥るや、臺中に遺せる敵の重砲『クルップ』八吋砲八門あり、其彈薬も亦數百發あり、故に我野戰砲兵第六聯隊第三大隊の士官以下十人名をして、此鹵獲砲を以て楊峰嶺砲臺を側面より射撃せしむ(午前八時五十分頃)

之と同時に歩兵第十三聯隊の二個中隊及び歩兵第廿三聯隊の第一大隊は、摩天嶺より敵を追撃して、翠字軍左營及び其附近高地を占領したる後、更に進みて海岸に出て、龍塘嘴砲臺及び水雷營附近の諸砲臺を占領せり(午前八時五十分又右翼渡邊第十三聯隊の一營と共に、趙北嘴百尺崖等の諸砲臺及び兵營を占領せり(午後零時)是より先に午前十一時四十分、我砲兵第六聯隊第三大隊の山砲と摩天嶺砲臺の分捕砲八門を以て揚峰嶺に對して砲撃を集中せしめ、而かも歩兵第十三聯隊第二

強着精確

大隊及び第三大隊の二個中隊及工兵第六聯隊をして、摩天嶺より楊峰嶺に向て前進攻撃せしむ。

時に楊峰嶺砲台の敵兵は尙ほ依然として屈せず。敵の艦隊威海衛港内に在る者、定遠以下數隻、亦楊峰嶺の敵を援けて、頻りに摩天嶺に向ひ、重砲を連射す。其彈着頗る精確にして、摩天嶺の堡壘に中る者、渺からず。既にして、此海上敵艦より發射せる一箇榴弾は摩天嶺砲台外部に中り粉碎し、其弾片飛て、大寺少將の胸部を貫通したり。(十一時四十分)歩兵大佐沖原光孚、歩兵第十三聯隊長少將に代り、左翼隊の指揮を執りしか。次て同大佐は第十三旅團長心得を命ぜられたり。

幾はくも無くして、我摩天嶺分捕砲弾は、楊峰嶺砲台の火薬庫に命中して、忽ち之を爆烈せしむ。頑硬なる敵兵も、此一大爆烈の爲に、膽を塞やしけむ砲台を棄て、退却を始む。是に於て我歩兵第十三聯隊第三大隊の二個中隊及び工兵第六大隊は進みて揚峰嶺砲兵に入り、又歩兵第廿三聯隊の第二大隊は摩天嶺頭を経て、楊峰嶺の西北高地に前進し、敗兵を追撃す。而かも、葦字軍左營及び龍塘嘴砲台附近を占領せる我歩兵は、此敗兵は退路を扼して、之を包囲し、敵兵を斃すとも、亦夥多し。

路敵を扼す

午後零時五十分、歩兵第十三聯隊の第二大隊及び他の諸隊は敗兵を追撃す。午後一時、威海衛東岸の砲台及び兵營は悉皆我軍の占領する所と爲れり。

敵の大部分は威海衛方向に潰走し、其一部は船を得て劉公島に渡りたり。

第十

海軍陸戦隊

聯海軍陸戰

一月三十日、威海衛背面陸地總攻撃に當り、我右縱隊に附屬せる所の海軍陸戦隊は此日午前二時九皋灘を發し、三時鮑家庄の西方畠地に集合し、午前六時前進して五朱河邊に至るや、大谷參謀より司令官の命を傳へ、該隊は海岸砲台に於る任務を盡くすべしとの令を受けたり。

午後零時、進みて摩天嶺砲台に到れば、海岸に於る鹿角嘴砲台は既に陥りて我手に歸す。陸戦隊長豊島中佐は、有田參謀と共に進みて角嘴砲台に入り、各將校士卒を部署して、台中四砲車に分属し、火砲射撃實行に差支無きや否やを検査し、弾薬火具を調査せしめたり。

砲全なる
無し一門

午後一時十五分、日島砲臺に向て、先づ榴弾射撃を行ふ。是より先に、此日午前、敵艦定遠を始め、數隻は、我歩兵を猛射して之れを惱ましたるか故に陸兵皆地物に依り隠蔽せるを見て、敵艦隊よりは、其の陸戦隊を上陸せしめ、以て砲台を回復せむと企つる際、突然我鹿角嘴砲臺より日島砲臺に向て砲撃を行ふや、敵の艦隊并に劉公島及び日島砲臺は之を見て、其砲火を此砲臺に集中し、即ち定遠、濟遠、及ひ來遠の三艦及び日島砲臺劉公島の東方砲臺より猛烈に鹿角嘴砲臺を攻撃し、我第一砲車は、敵弾の爲に其揚弾機を破壊せられ、急に之を修理し難きか故に此砲の緊塞器具を移して之を第二砲車に用ひ以て射撃を行はしむ。午後三十分定遠が發射せる巨弾は、第二砲(廿四吋)の中身を切斷せられ死者二名傷者一名を生せり。

日島砲臺
を射撃する
中身を切断
せる

砲戦中止

火薬爆裂
の計

是より先に、我軍の砲兵部長黒瀬大佐は、豊島中佐に告ぐるに、我か占畳せる各砲臺の砲戦準備が整完するの後に非れば、灑りに砲火を開始すべからざる旨を以てしたりしに、此日事夕卒に際し、鹿角嘴より日島砲臺を砲撃したるか故に、敵艦の爲に猛烈なる攻撃を被むり之を支ゆる能はず、爲に我砲撃を中止せり、時に午後四時なり。四時廿分に至りて敵も亦砲撃を止めたり。

初め清兵此砲臺を棄てて走るに臨み、火薬庫中爆發の計を設けて去れり。我陸戦隊長の此砲臺に於ける弾薬火具の調査を命するや、海軍一等兵曹出村伊之助は、清兵の詭計あらむとを慮かり直ちに火薬庫に入りて之を検せしに果して危険なる爆發の手段設在せるとを發見し、即ち四米突中徑四吋の布囊に砲薬を填實し其一端に小銃薬を容れ之に挿むに線香(或は七本或は四本)を以てし其の導火具と爲したものにして、線香は既に大半燃燒して餘す所は僅かに約四吋に過ず因て、直ちに之を消し止め、他の各庫を周密に検査せしめたるに亦又之を發見せるもの四個處あり、總て之を消し止めたり。故を以て、此砲臺の爆發を免かれしめ、陸戦隊及び歩兵、中隊の人物を全うするとを得せしめたるは勿論、此砲臺の備砲三門をして敵を

出村の功

砲撃するとを得るに至らしめたるものは、海軍兵曹出村の功と謂ふべし。

此日午後二時大山大將は軍令を各隊に傳へて宿營せしむ其宿營は左右縦隊、各其占領地附近に於てし更に明日威海衛に向ふの準備を爲せり。

第十一

彼我兩軍の死傷及我兵器彈薬の損耗

附俘虜並に戰利品

死我軍の戦死負傷は左の如し

將校	下士卒	馬匹	死
			一
第二師團	三八	六二	死
			一
第六師團	二四	九五	死
			二
總計	六四	一五七	死
			一
將校	下士卒	馬匹	傷
			五
第二師團	四	二	傷
			一
第六師團	九五	二	傷
			一
將校	一五七	二	傷
			一

將校の戦死負傷は左の如し

我軍の兵

器械彈薬の耗

敵の死傷

死

第六師團 步兵中尉 守永直一 砲兵少尉 佐藤毅
傷 三等軍醫 高木玄丁

第二師團 陸軍少將 大寺安純 步兵大尉 三上德治
第六師團 步兵中尉 中村驍 工兵中尉 齋藤富熊

敵兵此日戦に與かりたもののは字軍六營大約三千人總兵劉超佩の指揮する所にして、劉超佩は摩嶺天揚峰嶺の諸砲臺を督して戦ひたるが、午前負傷したりと云ふ敵の死屍は大約七百餘人其傷者は未だ詳かならず。

第二師團に於ける兵器彈薬の损耗は左の如し

消費したる弾數 榴彈 榴霰彈

小銃

九〇三五

損失せる兵器及彈薬

彈薬廿六

步兵第四聯隊

全第十六聯隊

		消費せる弾薬の數		損失せる兵器	
		榴弾	榴霰弾	小銃	小銃
		一、五九一	一四、二〇一	一、五九一	一四、二〇一
全	第五聯隊	二八	二八	二五	二五
全	第十七聯隊	六七	六七	一五	一五
全	第三大隊	一三	一三	二八	二八
砲兵	第二聯隊の	四〇〇	四〇〇	二八	二八
全	第六中隊	一五	一五	二八	二八
全	第一大隊一大隊	六七	六七	二八	二八
全	第五中隊の	三三	三三	二八	二八
全	第六中隊	一七	一七	二八	二八
計		一一四	一一四	一一三	一一三
		二三、四八八	二三、四八八		

第六師團は左の如し

野戰同	砲兵砲兵第三大隊第五中隊	八〇	四九八	一	三八三、七〇
第六中隊		四一	五二四	一	
同	臨時隊	四五			
工兵第六大隊の第一中隊		三五九			
同 第二中隊		二五、八〇			
計		一九	一	二	四
徒步砲兵	第三中隊	一九一	六八、一六三	一	三
第六大隊	第六中隊	九三	一九一		
第二師團總計		九三	九三		
徒步砲兵	小計	二八四	二八四		
第二師團總計		一九	一五		
徒步砲兵	小計	二三五	一、一三五	八一、九三五	六
第二師團總計		一九	一五		
徒步砲兵	小計	二八四	二八四		
第二師團總計		六	四		
俘虜敵將校五名下士卒五十一名戰利品は砲六十三門小銃百八十一、彈藥小銃五十四萬九千八百廿七發火薬砲用千百〇三包と廿三箱小銃用四十吉と七十箱砲彈三千九百發					

第十二 威海衛市街及び西部砲臺の占領

第一師團

威海衛攻撃の準備既に整ひたるを以て、我第二師團は、二月一日羊亭集附近に前進し。第六師團は馮家河附近より西部虎山附近に宿營す。軍司令部は虎山に寄營せり。此日第二師團は獨立騎兵第一中隊(二小隊欠)をして芦島口に到り酒館集を搜索せしめ。歩兵第五聯隊(青森)の二個中隊を以て左側衛と爲し、孫家屯に到り宿營すべきとを令し。而かも前衛(歩兵第十七聯隊(仙臺)及び騎兵半小隊、砲兵第三大隊、工兵一小隊は、矮山庄に向て前進せり。

午前十時、第二師團司令部は既に東羊村羊亭集の東方十丁餘に在りに達せしも、左側衛は猶ほ未だ指定の地點に達せず。蓋し前夜(一月三十一日以來風雪甚たしく、傳令騎兵は之が爲に迷て途を失し、命令の到達せざりしに因れることは、後に至りて始めて知られたり。

故を以て、師團本隊は更に口演命令を發して左側衛に傳へ、直ちに前進して孫家屯

に向はしむ。左側衛司令官矢野大尉は、第一中隊及び第四中隊の各小隊長を集め命令を下すと左の如し。

(一) 五六百の敵兵は孫家屯附近に在るもの如し。孫家屯は、羊亭集の西南にして一小河水の南岸に在り。即ち芦島口に出つべき街道の要地なり。

(二) 左側衛は今より此敵を驅逐して孫家屯に前進し、島蘆口附近に於て電信線を破壊せむとす。

(三) 第一中隊は即刻前進して電信線の破壊を力むべし。

(四) 第四中隊は第一中隊に續行し、小行李は第四中隊に繼續すべし。

午前十時四十分、此第一中隊は東羊を發し、羊亭集の西端に至るや、前方矮山庄に通する道路北方高地より現出せる敵兵約二百名、我左側衛は此敵あるとを最初知覺せしめて、孫家屯の方に行進を始めたりしが、忽ち此敵が既に我側面に在るとを知り前衛小隊は直ちに散開して發射したり。

午前十時十分、第三小隊を先頭小隊の左翼に加へて猛烈射撃す。敵は矮山庄方向に退却せるか故に、我第一中隊は之を追撃するに際し、我左方に當りて約二千の敵

船野
激烈なる

兵は孫家屯の東北塘堤道此處に一川流あり。に據り我に向て射撃す。此に於て、矢野司令官(歩兵大尉第四中隊長)は殘餘の一小隊を戰線に増加せり。之に次ぎ、又第四中隊は第一中隊の左翼に展開して共に前面優勢の敵を攻撃す。敵は孫家屯東方無名川の右岸及ひ北方無名村落に據りて、激烈なる射撃を以て我に抵抗せり。

是より先に師團司令部は、東羊に在り。午後零時左側衛よりの報告に依り、孫家屯附近に強力なる敵兵あるとを知り、直ちに前衛に命し、左側衛を援助せしめ且つ本隊先頭に在る第五聯隊の大隊に命し、羊亭集より、直ちに敵の右側に向て前進せしめたり。

前衛司令官は、直ちに其前兵(時に羊亭集に在り)第十七聯隊の第三大隊(一中隊欠)に命して孫家屯の東南高地に向て前進せしめ、且つ山砲兵第六中隊に命し、羊亭集西方高地に放列を布かしめたり。

敵は其左翼を孫家屯北方(無名川の北岸)無名村落附近に置き、其右翼は孫家屯の東南高地に亘りて正面千五百米を有し。其砲兵は孫家屯西南芝罘街道の附近に配備したり。午後一時砲兵は陣地に就きしも、此日疾風雪を吹きて通視に便ならず。故に

風雪地を
推く
河水滑り
難し
て歩むに

敵兵退却

砲兵運動は意の如くならず。一時十五分に至り、約千八百米突の距離を以て孫家屯西高地に在る敵の密集部隊に向ひ射撃せり。

前兵大隊(第三)は、午後零時五十分、羊亭集を發し、孫家屯東南高地に向て前進し、午後一時廿分該高地の前方を横貫する一河川に達す。河幅約八十米突全く氷結して鏡の如し。加ふるに此日風雪地を捲きて来るか爲に、時々咫尺を辨せざるに至るあり。河水は滑りて歩むに難し。我兵一步一顛其艱苦言ふべからず。匍匐して進むもの往々之れ有り。而かも、其前岸正面の敵兵約三百人は我と距離僅かに三百米突乃至四百米突。又前岸の右方高地に在る敵は、敵の主力にして、我を距ると四百乃至五百米突なるか故に、我兵の河を越る者は、恰かも良好なる十字の叉射する所と爲り、死傷數十名。然れども、我兵は終に河水を越て前岸に達し、突撃一番、以て敵の陣地を占領せしかば、敵兵は芦島口の南方なる高地に退却せり。時に午後一時三十分なり。

最初より孫家屯街道に進みたる、左側衛第五聯隊の第四中隊は、孫家屯の東方より攻進し、同第一中隊は其右方に斜行して、東北方より孫家屯に向ひ攻進し。而かも我山砲六門之を援けたるが故に、頑固なる敵兵も終に支ふる能はすして芦島口南方

電信破壊

高地に退却し、午後一時三十分左側衛第一、第四の二箇中隊は、全く孫家屯を占領し、第一中隊の一小隊を派して該村西方に於る電信を破壊せしめたり。

歩兵第五聯隊の第二大隊は、午後零時三十分、東羊を發し、第十七聯隊第三大隊の左翼後に在りて行進し、孫家屯西南敵の右側に向ふ、此大隊は午後一時三十分無名川氷上を越えて敵の陣地敵は其前退却に達し、第三大隊の左翼に展開せり。

午後二時、孫家屯に在る我兵第十七聯隊の第一中隊第四中隊及び第三大隊並に第五聯隊の第二大队は共に蘆島口高地の敵に向て前進し、山砲兵第六中隊は其陣地を孫家屯西南高地に移せしが、敵は支ゆる能はずして、酒館集(芝罘街道方向)に退却せり。我兵之を追て蘆島口より南方芝罘街道寧海州方向に前進し、嚴に之を警戒せり。是に於て、威海衛の背面は全く我軍の包囲する所と爲り、威海衛の敵兵は既に囊鼠の勢に陥りたり。

此日孫家屯附近の敵は、威海衛守備兵輩字軍にして、彼は前日以來我軍の計畫か、威海衛背面を全く包圍するに在るとを偵知して包圍を妨げ、芝罘方向に脱走したる者なるが如し。彼は孫家屯附近無名河川と高地との地物を利用し、兵數約二千餘砲が故に、突然敵の斂射する所と爲り、頗る死傷を生せり。即ち左の如し。

我の死軍

死

傷

失踪

	將校	下士卒	將校	下士卒
第五聯隊	一	一	一七	○
第十七聯隊	○	四	一二	下士卒二
計	一	五	三九	下士卒二

六門を以て要地を扼したると、我兵は風雪を冒かして前進し、時々咫尺辨せざると

有りしか爲に、敵前僅かに二百米突に達する迄、我左側衛が、敵あるとを覺らさりしが故に、突然敵の斂射する所と爲り、頗る死傷を生せり。即ち左の如し。

死

傷

失踪

	將校	下士卒	將校	下士卒
第五聯隊	一	一	一七	○
第十七聯隊	○	四	一二	下士卒二
計	一	五	三九	下士卒二

敵の死屍は、約百餘に降らず。

我兵の此日消費したる弾薬は、左側衛歩兵第四第一の二箇中隊を合して四千餘發、第十七聯隊の三個中隊(第十第十一第十二)を合して三千四百餘發、山砲榴霰弾三十一發のみ。

此日の一小戦を最後として、威海衛守備の敵兵大部分は既に悉く寧海州方向に退却したるか故に、二月二日は、威海衛の陸上は殆んど空虚と爲りしなり。然れども、我

威海衛の
空虚

消費弾薬

軍は未だ之を知らず。二月二日は、第二軍參謀依田大尉を蘆島口附近に發遣し、威海衛に進入する陣地を偵察せしめ參謀山田及び由比兩大尉に命して徐家河羊亭集より威海衛に通する道路の有無偵察を爲さしむ。三大尉は午前八時虎山を發し、各地を跋渉し午後五時より六時に亘りて各歸營復命せり。此日亦風雪道路滑走し人馬溢倒すると十數回。

我日第十一聯隊の一部隊は、偵察の爲に、九馬嶺を越え徑路も無き山河を跋渉し、午前九時威海衛に進入したるに、敵兵は一人も市街其他に殘留するもの無く、唯海岸に三砲臺が、敵の艦隊の力を以て保衛せらるるあるのみなるとを確認せり。また第二師團が間道より威海衛に向ふて偵察の爲めに發せしめたる二個大隊(第十七聯隊の第一大隊、第十六聯隊の第二大隊)は午前九時より十一時までの間だに於て威海衛に進入し、一つも敵の抵抗を受けずして陸正面及び海岸諸砲臺を悉く占領し、歩兵第四同第十六、同第十七の各聯隊より各一大隊を分ちて之を守備せしめたり。

敵船の砲撃

此日陸上には敵兵無しと雖、海上の敵艦は猛烈なる砲撃を以て我兵の砲臺に入る

とを妨げ、前進すると頗る難し。然れども、我兵は終に亂丸を冒して進入し終に悉く之を占領したり。

是に於て、第二師團は、威海衛より、黃花溝羊亭集、徐家河の間に宿營し、第六師團は二月一日の位地(温泉湯、樂各庄、虎山、馮家窩等、各附近)に宿營し、而かも寧海州方向に對しては第二師團の獨立騎兵大隊及び歩兵第五聯隊砲兵一大隊を派屯せしめ以て之を警戒ていり。

是より以後二月五日迄、各隊は依然其陣地に在り。六日第二師團司令部を威海衛に第三旅團を矮山庄に第四旅團を玉家庄及其附近に移せり。七日第二師團の前双島(矮山庄の西方海岸村落)に在る者敵の水雷艇福龍號以外四隻、及び小漁船二隻、并に支那海軍將校蔡廷幹以下若干を捕獲し、蔡廷幹の白狀に依りて敵の内情を知るを得たるもの數件あり。

之を要するに、陸上の敵兵は、既に力盡きて遠く芝罘街道に退走し、復た來りて我を襲ふの力無きと判然たりと雖、また海上に於る殘存艦隊は、劉公島と日島とに依りて以て我艦隊に抗し、防戰頗る力めたりしか雖、日島砲臺は二月七日に於て我陸上龍

蔡廷幹を
撃沈す

廟嘴砲臺より發せる巨彈の爲に其第一重要主力たる隱顯砲を破壊せられ、之に次きて又日島火薬庫は、我趙北嘴砲臺より連發せる巨彈の爲に爆發せられたるか故に、其防戦力は頓に衰へ、劉公島は終に孤立の位地に陥りたり。加ふるに五日晚に於る我水雷艇の進撃は其効を奏し、敵艦定遠を始めとして三隻を轟沈せしめ。又日の砲戦に於て敵艦靖遠も亦我鹿角嘴臺巨砲の貫洞する所と爲りて沈没せしかば敵艦の尙ほ殘存するものは僅かに鎮遠以下大小合して九隻あるのみ。

抑も清國艦隊は堅艦定遠、鎮遠の如き、實に装甲海防艦あるのみならず。平遠濟遠等の良艦ありと雖、昨年來既に威海衛港内に深く潜伏するの外は何事をも爲す能はず。今や我軍の爲に陸上防禦の大根本たる威海衛諸砲臺を陥領せられ。而かも海上も亦既に防材を破壊せられ、我水雷艇隊の爲に、定遠號及び來遠號威遠號の三隻強艦を轟沈せらる。其殘存せる九隻の餘命残喘は、幾何はくも無くして竭きむとすると明なりし也。

第十三

威海衛攻略に於る我艦隊の運動

益し威海衛港内に據る所の敵艦隊を攻撃勦略するは、固より我海軍の任務たると言ふを俟す。而かも劉公島及び日島砲臺を攻撃するも亦専ら海軍を以て之が主力と爲すも、陸軍の協力に依らざるを得ず。我海軍は最初より充分陸軍と協心同力して常に其連絡を通し、一月三十日晚に於る威海衛背後陸上砲臺の總攻撃に當りては、我艦隊廿五隻は（四隻は榮城灣に留まりて同灣を警備す）分ちて之を本隊及び遊撃艦隊第一第二第三第四と爲し、威海衛港外に前進して敵の艦隊を誘出し以て之と戦を開かむことを計れり。然れども、敵の艦隊は堅く港内防材に據て敢て出てす、一月三十日午前七時、英國軍艦セムチユリオン以下五隻及び佛國軍艦二隻も亦近く劉公島外に來りて、我艦隊の運動を傍観せり。

敵は劉公島砲臺より我艦隊に向て應砲するのみにして、一步も港外に出てす却て陸上に向て砲撃し以て、我陸軍を制すると頗る急なり。既にして陸上敵の砲臺摩天嶺より百尺崖に至る迄皆陥りて我陸軍に歸す。故に我遊撃第二艦隊（扶桑、比叡、金剛

劉公島立位地に踏る
敵艦防材にて
陸軍を制する
頗る急

高雄の四艦は百尺崖に沿て前進し、各艦の大檣頭に戦鬪旗を掲げて日島砲臺に向ひ之を攻撃し、日島及び劉公島の敵は之に應砲せりと雖、彼我共に彈着の要を得ず暫にして砲撃を止めり。時に午後五時頃也。

我艦隊は敵艦の逃走を防ぎ專ら之を警戒せり。

一月三十一日は前日に均しく我各艦隊は運動を始めしも、敵艦は依然として出るトを肯んせず。午後天候俄かに變し、北風大に起りて、午前までは玲瓏明鏡の如くなりし海面も忽ち翻山の激浪を揚げ、加ふるに飛雪紛々として満天黯澹たり。寒氣凜烈を加へ、甲板を浸せる海水は全面氷結し、艦体は動搖傾斜するゝ彌よ太甚たしかが故に、各艦共に充分運動すると能はず。是に於て各艦共に其舵を旋らし、榮城灣に向て歸航したり。

此暴風激浪は三十一日より三日間に連續し、二月二日夜に入りて始めて收まりたり。故に我艦隊は速かに準備を整ひ、三日早曉を以て重て劉公島外に至りて港内を望めは、敵の艦隊は依然として港内各處に在り。

此日我遊擊第三艦隊(大和、筑紫、葛城及び武藏)は陸上我砲臺龍塘嘴と相應援し、敵の

飛雪
満天
暗淡
なり
各艦の端

砲撃を止む

砲臺劉公島日島及び定遠來遠二艦と互に砲戦し午前十時四十七分より三時三十分に至る。

此夜我艦隊は端艇を發し陰山口なる敵の防材を破壊し若干部分を壞撤するとを得たり。(夜八時三十分より九時十五分に至る)

第十四

我水雷艇隊の夜襲

北洋艦隊は昨秋九月黃海の海戦に於て大敗したる殘艦なりと雖、尙十五隻あり、誠然強固なる戦闘力を有するものにして、而かも、天險人工共に稀有なる劉公島の要塞を擁し以て互に相應して防守を逞うし、之に加ふるに水雷艇十三隻の備へあるを以てし。又之を守るに堅牢なる防材を以てし。我水雷の潜入を防制すると極めて周密なるか故に、我艦隊は假へ或る點に於ては優勢なるも、此の如き敵港に向て之を攻破らむとは決して容易に非す。否、頗る困難の事也。

但し敵は其陸上砲臺悉く陥り海上も亦封鎖せられたるものなるか故に、糧食弾薬

の竭盡する近きに在ること言ふを俟す。即ち戦はすして自から屈伏降参すべきとは勿論なりと雖、此の如き悠々緩々たる愚策は、我日本軍の決して取らざる所也。何となれば、徒らに悠々曠日彌久するときは、威海衛陸上の我軍をして、速かに金州に返らしむるとを得ざるが爲に、遼東方面作戦大計畫の運動進行に妨げあると極めて重大なるを以て也。故を以て、我艦隊司令長官伊東中將は、深く敵情を偵察したる後、斷然水雷艇を以て敵艦を夜襲せしむるの籌策を決定し、水雷艇長司令官餅原少佐を旗艦に召して其任務を授けたり。(二月四日)

此に於て我水雷艇隊は、此夕陰山口に集合し、夜半月没(此夜は太陰歴正月十四夜)山影既に暗きに乘し、我鳥海、愛宕の二艦は、故さらに劉公島及び日島の間に出て、盛んに砲撃を開始して以て敵を牽制しつつ、其砲戦方さに酣なるに乘し、我水雷各隊は肅々として陰山灣内を出て半速力(十一海浬)を以て東岸に沿て進行し、前夜半來再度破壊して空隙を生せしめたる所の防材と暗礁との中間(龍塘嘴より突出したる處)より單縦陣と爲り魚貫して防材線内に突入り、終に辛うして敵の電燈搜査を免かれ、劉公島の前面に駆列せる敵艦に向て近前を企てしが終に敵の覺る所と爲り、敵艦よりは

遂に死萬氣の中りに在する成目的

電燈を照らし、我水雷を亂射する小銃大砲の轟々たる響きは、其大なる者雷の如く其小なる者豆を炙る如く、其危急萬死の中に在ること言ふを俟たず。然れども、我第一、第二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二號水雷艇は、些しも躁かず、從容として、敵艦最も巨大なる定遠號に向て第一、第二の二發を連射し、艦かに第二は命中したる者の如くなり。

我水雷艇の先頭たりし第廿二號艇は、敵の追撃極めて急なるが故に、退航の途端暗礁に乗り上げたれども、死傷は僅かに數名のみ。

第九號艇は、敵の發覺を受けざる前に幸にして敵艦定遠の近傍に達することを得て五十米突と思ふ處より定遠の後部に向て魚形水雷を二發したるに、其第二發は水煙高く騰進したるを認めたるか故に、該艇は、其目的の遂成せると自信しつゝ欣然として全速力を以て返航せり。此時四方より亂射する敵彈は雨の如く、加ふるに敵の砲艦及び水雷艇は左右より我第九號艇に迫りて機関室を射撃したるか爲に、機關部員は悉く負傷し、中妻機關師後藤機關手及び火夫二名は即死したり。同艇長眞野大尉及び嘉村少尉は、此際該艇の運動自在ならず『生て清軍の捕虜と爲らんよりは寧ろ死して忠義の鬼と爲らむに如かじ』と決心し、今や將に自刃して此海

生を獲て同
義死中一

底の鬼と爲らむとする時幸に第十九號水雷艇の來るに會し、萬死中一生を獲て同號に乗り移れり。

他の水雷艇第八號第十四號は坐礁して目的を達せざりしも、第廿一號艇之に赴むき援けて以て率き返るとを得たり。(五日午前八時過ぎ)此日各艇襲撃の成績を見るに左の如し。

第六號艇は、第廿二號の後に接して西部に迂回して敵艦の間に入り魚形水雷二發を發したりと雖、艇員の運用些しく不完全なりしか爲にや、發射すると能はざりき。

第五號艇

來遠を目指して二發とも發射したり。

第廿二號艇

三發を發したれども結果如何を知らず。

第十號艇

定遠を目標として一發を發射し手答ありしと認めて返航せり。

第廿一號艇

暗中運動意の如くならず、徘徊しある中に入八號艇の坐礁損傷せるを見て、之を救援し、夜既に明けたるか故に返航せり。

第八號艇

坐礁の爲に損傷

第十四號艇

坐礁

第九號艇

第十四號の後より進みしが、同號坐礁したるを以て其進行を待つに遑あらず。越えて防材内に入り針路を北方に轉して前進せしに、恰かも、敵の水雷艇二隻が定遠に近づくの状を見る。故に暗に紛れて其間に混入し第二發は距離約五十米突を以てし、定遠の後部に命中したるか如く思て引き返へすの際、敵砲の爲に機關を打壊せられたり。

第十八號艇

九號艇の後に進みしも防材近くに坐礁せり。

第十・五・號・艇

第十八號艇の後より殿艇として進みたるに、十八號坐礁の爲に大に時間を費やしたるも、時を失せは進撃の効を空しふせむと恐れ、乃ち十八號艇に拘らす之を越えて防材内に進入するや、敵艦の射撃する砲弾轟々閃々として暗夜を照らすを以て其光りを目標として進行する途上に於て第九號艦が損傷し頻りに救助を求むるに會す。水雷艇進撃の原則には背くとも、同僚の危急を見棄てて前進するに忍ひず、故に一と先づ之を防材の外に引き出し、然る後に再び進撃せむと思料したれば、第九號艇を曳きて南方に出んとし、海岸堅氷中に進入したるか爲め自艇の進退するも不如意なる地位に陥りたり。故に九號を棄て同艇の乗組員及び負傷者だけを救て之を自艇に轉乗せしめ、彼れ是れする間に東天既に白を生するに至れるを以て、終に引返へしたり。

同六日の早曉にも、亦重ねて我水雷艇の夜襲を行ひ、三ヶの水雷艇第廿三號第十一號及び小鷹號は防材を潜りて港内に進入し、巧みに其目的を達し、來遠號及び威遠號を轟沈せしめ、且つ併せて運送船寶華號をも轟沈せり。(二月六日曉第四時)

第十五

劉公島砲臺及び日島砲臺の攻撃

（他に見る
しの目的無

敵の艦隊は、圍を破りて他に走るの目途は固より絶へて之れ無く、單に威海衛港内を固守して以て日本軍の内變あらひとを待つより外には復他策無し。之に加ふるに、五日曉及び六日曉我水雷艇の進撃に依り、定遠號及び來遠威遠轟沈せられ、敵艦隊の戰闘力は益す減退せり、然れども敵將丁汝昌は尙ほ依然として劉公島日島の險寨に據り、敢て屈伏せざりければ、我艦隊は陸上第二軍と協力し、二月七日を以て總攻撃を行ふことに決し、其攻撃部署は左の如し。

- (一) 本隊并に第一遊擊艦隊は劉公島東端砲臺の北方より之を攻撃する。
- (二) 第二、第三、第四遊擊艦隊は威海衛東方入口の東に在りて劉公島東端砲臺の南側及び日島砲臺を砲撃すべし。
- (三) 水雷艇隊は西方入口を扼し敵の遁逃を防ぐ。
- (四) 龍塘嘴、鹿角嘴、趙北嘴の各砲臺は海軍と協力して専はら日島砲臺を砲撃し

時々劉公島東端砲臺にも砲火を與へ、尙ほ敵艦の現はるる時は砲火を分與すべし。

七日曉天に各艦列を正して進行し。午前七時三十分より右豫定の如く攻撃を始め我各砲臺も亦日島砲臺に向て砲火を集中せり。彼我兩軍の砲彈は互に劉公島上に飛ぶ其響きの猛烈轟然たる實に壯快を極む。既にして、敵の水雷艇十餘隻は西口より逃れ出でければ、我第一遊撃隊(吉野、高千穂、秋津洲、浪速)は旗艦の命を受けて直ちに之を追撃せり。

此役敵の砲臺は能く戰ひ、我艦隊廿餘隻に抗し、八門の大砲を巧みに運轉して我諸艦を猛射し、松島は五人(航海長以下)の負傷者を生し、吉野は左舷砲楯を數箇に割碎せられ、砲員二名を殺され、五名を傷つけられ、浪速も亦敵彈を受けたり。(右舷を貫きたれとも幸に死傷破損無かりき)

日島に向ひたる遊撃第二艦隊の扶桑艦は、午前八時より十時迄の間に敵弾を被り、十一名の死傷を生したり。

敵の水雷艇十餘隻の逃走するや、我吉野艦の速力に敵すべからざるとを知りたり

にや皆突破し、其六隻は我砲彈の爲に撃沈せられ、他の四隻は我第一遊撃の爲に捕獲せられ。而かも他の三隻は狼狽して前双島附近に走り、我陸軍第二師團の歩兵及び工兵の爲に捕獲せられたり。(福龍號は即ち其一也、前に見ゆ參看すべし)

同八日は、攻撃を休み、九日天龍、大和、武藏、海門及び葛城の五艦を以て第三遊撃艦隊を組織し、午前八時頃より劉公島東岸砲臺に向て其港の東口を縱横に廻轉して猛烈なる砲撃を加へ、他の艦隊は東口を警戒せり。陸上我砲臺は艦隊に協力し、敵砲臺及び敵艦靖遠を砲撃し、靖遠は要部を貫洞せられ倉皇逃走せしが終に沈没せりと云ふ。

同十日は彼我共に砲撃を爲さず。

同十一日午前九時より砲撃を始め、第三遊撃隊之に當り烈戦すると四十分にして退き、第二遊撃隊之に代りて進み、我陸上砲臺と協力して劉公島砲臺(東端)を烈射し、我鹿角嘴砲臺の第一砲(廿四吋『ルツブ』)彈は劉公島東南低砲臺の第一砲車に命中し、之を破壊せり。之に頃はらくありて、同砲臺の成兵は逃走し、終に沈黙せり。敵艦は皆遁れて遠く港西に在り、敢て抗抵せざりき。

此日我艦隊天龍及ひ葛城は敵の砲臺砲の爲に猛射せられ、死傷十七名に達す。(天龍即死五名副長大尉中野能介以下、負傷五名高野少機關士以下、葛城は死一名負傷六名)

威海衛の敵砲臺中最も能く戦ひたるものは劉公島東端の砲臺也。而かも此砲臺の第一砲車を破壊したるものは我鹿角嘴砲臺の廿四珊『クルップ』にして(十一日の戦)而かも七日の戦に日島の火薬庫を爆發破壊せしめ、日島砲臺第一の要具強力たる隱顯砲を破壊したるものは趙北嘴我砲臺の廿四珊『クルップ』と龍塘嘴砲臺廿一珊『クルップ』との力也。

敵の恃みたる根據は實に劉公島と日島とを以て其艦隊の後援と爲したるに在り然るに、今、島先つ其險要銳利なる砲臺の主力を亡失し、而かも劉公島砲臺も亦之に次ぐ。彼れ敵の恃む所の者は、此に至りて竭く。丁汝昌智勇と雖、亦何を以てか之を支ふるを得んや。是に於てか丁汝昌は終に其最後の心事を決して北洋艦隊を以て我軍に降伏するととは爲りぬ。

主方公島
其砲臺先づ
臺劉公島
に失の

第十六

北洋艦隊及び劉公島の降伏(上)

是より先に我聯合艦隊司令長官伊藤海軍中將は、威海衛攻撃の最初に當り、英文を以て一編の書を裁し、之を清國北洋艦隊司令長官丁汝昌に贈り、其日本軍に納降せむとを勧めたり。當時丁汝昌は、心に伊東中將の友誼に感すと雖、敢て之を納れざりき。蓋し丁の心は夙に一死の機會を俟ちたりし者也。

丁が、一死を以て清國北洋艦隊の爲に力を盡くし、日本艦隊と決戦せむとを期せしは、昨年七月豊島海戦の際に在りしも、當時北京政府の爲に掣肘せられて決戦の意志を遂くる能はざりしも、之を鎮遠司令官海軍將校米人マクギフヒン氏が當時の實情を記せる者に徵して知るべき也。而して彼の黃海戦敗の後、丁が其負傷の平癒を捺ち再び日本海軍と海上に角逐して力戦、決死以て、其國に報するの念を抱けるとも亦疑を容れざるか如し。然れども、其後北洋艦隊は、始終李鴻章の節度を受け、威海衛港内に蟄して以て日本軍を牽制するの指揮に従はしめられたるか故に、其蟄

永久の蟄伏
海上顧慮

伏は永久の蟄伏と爲り、以て今日に至れる也。

北洋艦隊が威海衛港内に蟄する間は幾分か日本軍をして海上顧慮を抱かしめた。ると無きに非ずと雖、清艦隊の無能力に近きと(殆んど)其海上游弋に極めて拙なると、最早充分に吾日本艦隊將官の洞察する所と爲れり。是れ金州半島に於て昨年十月上陸軍の成功を奏したる所以にして、而かも、本年一月又山東岬角榮城灣に於る日本軍上陸の成功を奏したる所以に非ずして何ぞや。

今や、威海衛の形勢は既に其究迫を極むると此の如し。而かも北洋艦隊の司令に任するもの丁汝昌の外には劉步蟾あるのみ。其他重要な職務に居るものは英國マクリュルル氏の徒にして殆んど傭兵の長に均しきもののみ。故に丁汝昌は此の如き外國人傭兵の長と共に、最終の決戦を爲すとの不可行的なるを思料し、終に條件的納降を決心せり。

二月十二日午前、丁汝昌は、其降書を裁し、海軍將校の一人たる程璧光なる者に付し白旗を掲げたる一砲艦に載せて之を我旗艦松島に送達せしむ。其書面は左の如し

・納降書

丁の外割
あるのみ
条件的納
降の決心

啓
革職留任北洋海軍提督統領全軍丁、爲否會事。照得軍門前接佐世保提督來函。只因兩國交
爭、未便具覆。本軍門始意決戰至船沒入盡而後已。今因欲保全生靈、願停戰、將在島現有之船
及劉公島並砲臺軍械獻與
貴國。只求勿傷害水陸中西官員兵勇民人等之命。並許其出島還鄉。是所切望。如彼此允許
可行則請英國水師提督作證。』爲閑具文咨會
貴軍門、請煩查照。即日見覆施行、須至咨者。
右咨
伊東海軍提督軍門

光緒二十一年正月十八日

是に於て伊東中將は、幕僚を會して降伏許否の得失是非を議し、村岡砲兵大尉をして此降伏書の寫を携へ直ちに虎山に於る大山大將に向て其意見を問はしめた。村岡砲兵大尉は是より先に、從軍外國人を送りて虎山軍司令部より陰山口に來り、此前夜松島艦内に一宿したるものなり。

初め海軍旗艦の幕僚會議に際し、衆皆丁汝昌以下清國將校を以て我浮虜たらしむるの條件を加へひとを論するも、伊東中將は之を納れず。以爲らく『丁汝昌は清國海

敵中獨
觀るへり
此人
の見
ある

軍柱石の名臣たり。其清國の爲に十餘年來、辛苦經營して忠誠を盡くせると他人の及ふ所に非す。日清交戦以來、其防戦の事に於る敵中獨り觀るべきものあるは此人のみ。然るに今書を寄せて降を乞ふ。彼の心事を察すれば、寧ろ憐むべきに非すや。此際其降服條件の不足を咎むるか如きは、堂々たる義俠日本武士の本意に非す。』と伊東中將は此定見を持し、終に有條件降伏を許可したりと云ふ。

伊東中將は大山大將の返答遲延するを以て、之を待つに遑あらず。直ちに其責任を一身に擔當し、決答書を裁して之を丁汝昌に與ふ。其書の旨趣は左の如し。

伊東司令長官よりの返答

貴君の趣諭領す。就ては明十三日小官は貴軍御所有の軍艦砲臺其他一切の軍器を受取るへし。尤も時刻其他の細件は小官の此書面に對して、明日貴官より確答ある時に於て更に貴官と協議を期す。

前件軍器一切御引渡済の上は、小官は我軍艦の一隻を以て貴官以下御書面に記載し有る諸人を警衛し、双方に便宜なる所迄送り届け可申心得に候。然しながら、小官一已の所存を陳ふれば、此頃申上たる如く貴官は一身上の安全と貴國將來利益との爲に我日本國に來り此戦争の結果を御待被成方宣しかるへしと思考す。貴官我國に御越相成り候は、飽く迄禮待保護可致候。

英國艦隊司令長官を以て、貴方の證人と被成度とのことは、小官に於ては全く之を必要と認め候。小官が信を措く所は、貴官が武職たる一事に有之候。

此書面に對して、明朝十時迄に貴答あらむとを御待申候。

日本帝國軍艦松島に於て

日本艦隊司令長官 伊 東 端 宅

明治二十八年二月十二日

北洋海軍司令長官 丁汝昌 聞下

清軍の使者程璧光は、待つと二時間にして此返答書を得たるか故に辭して劉公島に返れり。

是より先に、村岡大尉が未だ軍司令部(虎山)に歸らざるに先ちて、清軍白旗の使者が、我旗艦松島に來れると、既に我電信通信所(皂埠村に設在)の望知する所と爲り、大山軍司令官は幕僚を會して丁汝昌納降の處分如何を評議せらる最中に當り、恰かも村岡大尉の歸營するに遇へり時に午前十一時半頃也。

第二軍司令部の評決は軍艦砲臺及び一切軍器を我に收むる外に、尙ほ清軍將校を俘虜と爲すの條件を行ふとに決し、伊地知參謀副長をして直ちに旗艦に赴むき其旨を伊東中將に通知せしめんとせり、然るに伊地知參謀副長は、途中海岸に於て我

電信、通信所の將校新納海軍少佐、石井砲兵大尉に會し、松島艦に於ては既に丁汝昌の申込を悉皆納容し、唯保證人として英國艦隊司令長官を用うる件を拒斥したる旨を知り、直ちに大山大將に電報したる趣を新納石井兩氏より聽取したり。

伊地知參謀副長は、此旨を領し、旗艦に赴ひきて一宿せり。旗艦に於ては明十三日敵の軍艦砲臺及び軍器一切を受取るの手續を準備し、明確なる規約案を艸し以て軍使の重ねて來るを待つ。

同二月十三日、豫定時刻に先たつと二時間、清國士官程壁光は、砲艦に乗りて我松島に來る。伊東中將は前日程より丁汝昌の微病を聽きて其見舞の爲に、葡萄酒及び「シヤンパン」酒各二「ダス」并に串柿を贈りたるに、此日程は此品を携へ乗りて之を返へし、愁然として沈黙すると頃くありしが、やがて其懷ろにせる丁提督の書簡を呈し且つ伊東中將に向て恭しく述べて曰く『丁提督は此書簡を筆し、別に李中堂に充てる電文を艸し了りたる後、徐かに其死後の事を以て副提督マクリユール（英國人）に托し、終に自殺したり。將官劉步蟾及び張文宣も亦同時に自殺したり』と。伊東中將は之を聽き浩歎すると之を久しうせり。丁汝昌の書簡は尋常紅色尺牘用紙に記し、

たるものにして文意温厚、其從容死に就くの状、寔に想ふべし。其書翰の要旨左の如し。

伊東軍門大人閣下。頃日復函に接し、深く生懸の爲に感激す。禮物を賜ふとを承はると雖、茲に兩國争戦中に際するか故に敢て私しに受けず。禮て以て還璧し。併せて謝忱を道ふ。來書に明日を以て軍械砲臺船艦を渡さむとを約せらるるも、是にては時間短促に過ぎ、我兵軍裝を卸脱し行李を取り纏むるまでに稍や時日を要するか故に、恐らくは期限に及ばざらむとを。故に請ふ此期限を延ばし、此正月廿二日（我二月二十六日）を以て引渡し初日と定められ。

閣下は同日より始め日を分ちて劉公島砲臺軍械並に現在餘す所の船艦を受渡せられむとも決して言を食はず。此旨拜答尙ほ御起居の泰安を祈る諸事御垂察相成度不宜。

丁汝昌頓首

光緒二十一年正月十八日

外級呈恩禮三件

是に於て、伊東中將は暫時清國の使を待たせ置き、海軍幕僚及び伊地知參謀副長等を會して、密議を凝らし、清軍に對する回答書を與へたり。其書左の如し。

○伊東司令長官の答書

拜啓小官は清曆正月十八日（我二月十二日）附本師提督丁汝昌の書翰を受領したる所、此書持參の使者の口上に依れば、水師提督丁汝昌は自殺致たる趣を承知し、哀悼の至に堪へ

す。

軍艦砲臺、其他軍器引渡方は、清曆正月廿二日(我正月十六日)迄猶豫せられ度とのと御申込は、左の條件を以て之を承諾すべし、

一、此條件は、或責任ある清國士官本日(日本曆二月十三日)午後六時を期して、我が此旗艦に來り、右軍艦砲臺其他軍械引渡方並に清國人及び外國人を成海衛より放還するとに就き、數項の條約を確實に取結ふべし、

一、故水師提督丁汝昌に充てたる小官が最終の書面中に引渡時刻、其他細目に就きては、貴提督と共に明日協議取極め度旨申附り置きたる所、該官既に逝去致されたる今日に於ては、此等の細件は、丁提督に代りて小官と協議すべき任務ある官吏と協議すべし、

一、此協議の爲に、我が此旗艦に来る士官は、清國人に限るべし、外國人たるべからざるとを茲に明言す。清國人なれば小官は之を歓迎すべし、

明治廿八年二月十三日

威海衛に於る

清國艦隊代表士官貴下

日本帝國軍艦松島に於て

日本艦隊司令長官 伊 東 祐 亨

此日夕五時四十分頃、清國軍使程璧光は重ねて砲艦に乗して我旗艦松島號に來り、清國陸海兩軍納降者の代表者として同行せる所の劉公島道臺牛昶炳なる者を、伊

東中將に紹介せしかば、伊東中將は出羽參謀長(海軍大佐)島村參謀(海軍少佐)伊地知第二軍參謀副長及び有賀顧問(長雄)石井砲兵大尉等を率ゐて旗艦會議室に臨み。牛昶炳及び程璧光を引きて之に列せしめ。先づ丁提督以下の逝去を吊ひたる後、首として牛昶炳に向て、其果して海陸軍納降者の代表者たる權利を有するや否やを確問し、其實力を有することを確認したる上にて、伊東中將は、納、降、處、分、要目十ヶ條を記したる双方商議案を示し、逐條之を議決したり。(此議決の條件は、之を要するに我勝者たる權利の範圍内に於て軍艦砲臺其他軍器一切の受渡を簡便に輕むると并に支那人及び外國人の放還若くは護送の順序區域を規定するとなり。今之を略す。)

此談判は、數時間にして結了したるを以て、伊東中將は牛道台以下一同に「シャンパン」を饗し、明日(十四日)午後二時を期して、牛道台再び來艦し、以て未定の事項を議決し、規約に調印せむことを望む旨を牛道台に告ぐ。牛は厚く我高義を謝して歸艦したるは、午後九時過ぎなりし。

翌十四日午後、牛道台程璧光と共に重ねて來り、第二回の談判を開く。清國陸海軍士

官海上送還の仕向先き地點のとに關し、彼我の意見合し難き處ありしも、伊東中將が清艦康濟號の武装を解きて以て丁汝昌以下將官の柩を載せて本國郷里に送るの用船に供せしめ、而かも尙ほ餘室あらば陸海士官等を乗込ましむるとを許し、且つ其康濟號は我艦隊砲火の達する處を通行する時は、日本國旗を掲くるに於ては、清國何れの港津に向て徃くも可也。又一回にして送還を終らざれば十六日正午より向ふ一週日間は幾回にても往復するを許せり。但し午前六時より午後六時迄の間なれば幾度にても其時を限らす灣内に入出しても可也との許可を與へられたり。是に於てか牛糞炳及び程璧光は共に欣喜の涙に咽び、起ちて伊東中將の仁義を感じ、之が爲に談判は意外に進捗し、右康濟號のとを降服條件の末條に加へ、茲に双方の談判を完結し直ちに双方調印交換を了りたり。(二月十四日清曆正月廿日)

第十七

北洋艦隊及劉公島の降伏(下)

調印交換

外國人

の

二月十五日は、非常の暴風激浪なりしが爲に、康濟號は我旗艦に來らさりしも、同十六日程璧光は之に駕して旗艦に來り、其検査を受け、其武装を解かしめ、單に信號用の小砲(舊式)及び小銃十挺を殘し、之を康濟號に與へたり。

又清軍に從事したる歐米人及び劉公島病院に從事したる醫師洋人等十餘名を松島艦に召喚して、一應其來歴を糺問し、各人宣誓の自署筆跡を檢閲したる後米國人ホウイなる者獨り背誓の罪あるか爲に、之を艦中に拘留し、其他十餘名は直ちに之を放還せり。外國人の姓名官職左の如し。

清國北洋艦隊に從事したる者

英人 マクリュール

一提督「アドミラル」

同 テイロル

一同

同 同 トーマス

一同

同 同 バーカー

「コムマンダー」司令官

ウード

「ドクトル」

一中佐

獨逸人 シュネール
英人 メルロース

一同

クラーケソン
グレーブス
ワルボール
ハワード

一同

一同

一同

一技手

米人 ホウイ

一兵器製造技手

(本文米國人ホウイなる者は、支那人莫鎮藩と謀り日本軍に不利益なる爆薬を支那の爲に供給する陰謀を抱き、昨年日本神戸港に於て抑留せられたりしが、宣誓の上神戸拘留を赦されて去りたる者。然るに今又威海衛に在り支那軍事に従ひたると露顕したるか故に背誓の罪を以て更に艦内に拘留せられたるものとす。)

又清國牛道臺より我旗艦に差出したる降服軍人の數は左の如し。

海軍將校 百八十三人

の數

海軍將校

同 學生 三十人

同 下士以下 二千八百七十一人

計 三千〇八十四人

陸軍將校 四十人

同 下士以下 二千人

計 二千〇四十人

海陸兩軍降服人合計 五千百廿四人

此五千餘人中、其三千餘人は、北山嘴條約には竹島浦とあり然れども船附の便宜の爲に此に揚陸せらる(より上陸し、我第二師團の哨兵線外に追放せられ。其餘の千餘人は康濟號に駕して芝罘に上陸せり。此芝罘上陸の一一行中に於る陸軍將校の重なる者は左の如し

護軍正營統領 陸敦元

護軍前營統領 李春庭

同 副統領 田餘慶

同 後營統領 余發恩

同 副營統領

袁雨春

捕獲軍艦
捕獲せる軍艦は、鎮遠、平遠、濟遠、廣丙、鎮東、鎮西、鎮南、鎮北、鎮中、鎮邊の十隻にして、我各艦より廻航委員を出して之に乗組ましめ、各其目的地に廻航せられたり。

第十八

我死傷及勅語令旨

我死傷
威海衛の海戦に於る我海軍の戦死者負傷者は左の如し

戰死		傷	
士官	准士官	下士卒	候補生
二	二	二三	二
計	二十七名		三十八名
		四	三二

勅語
威海衛占領全く成功せる電報の大本營に達するや、我大元帥陛下は陸軍海軍に對して各勅語を賜りたるを左の如し

勅語

第二軍

威海衛ハ旅順ト相須チテ清國ノ關門タリ汝等嚮キニ旅順ヲ拔キテ其半扉ヲ壞チ今又威海衛ヲ陷レ全ク敵關ヲ破壊シ了ル朕深ク之ヲ嘉賞ス

明治二十八年二月十八日

勅語

聯合艦隊

威海衛ハ黃渤海ヲ扼スルノ要衝ニシテ敵國艦隊ノ根據地タリ。汝等能ク陸軍ノ上陸ヲ掩護シテ其背後ノ占領ヲ全フセシメ又其鞏固ナル防備ヲ破壊シ堅牢ナル艦船ヲ轟沈シ遂ニ其北洋艦隊ヲ殄滅ス朕深ク之ヲ嘉賞ス

明治廿八年二月十八日

又皇后陛下よりは陸海兩軍に向て二月十九日付を以て各御感賞の令旨を賜はり

たり(令旨文は之を省く)

第十九

我陸軍の凱旋

威海上衛の破壊
海陸合同祝捷大會

二月十六日以後、我水雷艇は、威海衛入口の防材を撤除し翌十七日より、艦隊は漸次に港内に進入し、而かも、陸上第二軍司令部は、十八日を以て虎山より其宿營を威海衛に移し、同十九日は、威海衛に於て海陸合同祝捷大會を催うし以て各隊將士積日の勞を犒はれたり。

次て旅順口より海兵を移して、劉公島の守備に充て、我艦隊は、漸次に弾薬或は佐世保等に廻航せり。又我第二軍は、二月廿五日を以て、威海衛陸上砲臺を破壊して復た使用するを得ざらしめ、了りて後金州に凱旋せり。

已にして清國政府渝盟を悔ひ、李鴻章をして欽差頭等全權大臣に任し、日本に來り和を媾せしめ、談判數回の後、和議終に結了す是に於て、旅順口に赴かれたる征清大總督小松宮大將殿は、同地に駐ること竟月、終に五月十八日旅順口を發して凱旋鎮撫せしめたり(第四師團は、遼東還附問題の結了と共に凱旋す)

第廿

媾和條約の批准交換及遼東還附

日清媾和條約は、四月十七日下の關に於て成立し、越て五月八日、清國芝罘に於て、日清兩國の使臣相會し、媾和條約の批准交換を終れり。是に於て勅令を以て左の媾和條約を公布せしめらる。

勅令

明治二十八年五月十日

朕明治二十八年四月十七日下ノ關ニ於テ朕カ全權辦理大臣ト清國全權大臣ノ記名調印シタル媾和條約及別約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

内閣總理大臣 伯爵 伊藤 博文
外務大臣 子爵 陸奥 宗光

韓和條約

大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下ハ兩國及其臣民ニ平和ノ幸福ヲ回復シ且將來紛糾ノ端ヲ除クコトヲ欲シ媾和條約ヲ訂結スル爲メニ大日本國皇帝陛下ハ内閣總理大臣從二位勲一等伯爵伊藤博文外務大臣從二位勲一等子爵陸奥宗光ヲ大清國皇帝陛下ハ太子太傅文武殿大學士北洋大臣直隸總督一等肅毅伯李鴻章二品頂戴前出席大臣李經方ヲ各其全權大臣ニ任命セリ因テ各全權大臣ハ互ニ其委任狀ヲ示シ其良好公當タルヲ認メ以テ左ノ諸條款ヲ協議決定セリ

第一條

清國ハ朝鮮國ノ完全無缺ナル獨立國自主ノ國タルコトヲ確認ス因テ右獨立自主ヲ損害スヘキ朝鮮國ヨリ清國ニ對スル貢獻與禮等ハ將來全ク之ヲ廢止スヘン

第二條

清國ハ左記ノ土地ノ主權並ニ該地方ニアル城壁兵器製造所及官有物ヲ永遠日本國ニ割與ス

一左ノ經界内ニ在ル奉天省南部ノ地

鴨綠口ヨリ該江ヲ溯リ安平河口ニ至リ該河口ヨリ原城海城宮口ニ亘リ遼河口ニ至ル折線以南ノ地併セテ前記ノ各城市ヲ包含ス而シテ遼河ヲ以テ界トスル處ハ該河ノ中央ヲ以テ經界トスルコト、知ルベシ

遼東灣東岸及黃海北岸ニ在テ奉天省ニ屬スル諸島嶼

二旅順全島及其附屬諸島嶼

三澎湖列島即英國「グリーンウイチ」東經百十九度乃至百二十度及北緯三十三度乃至二十四度ノ間ニ在ル諸島嶼

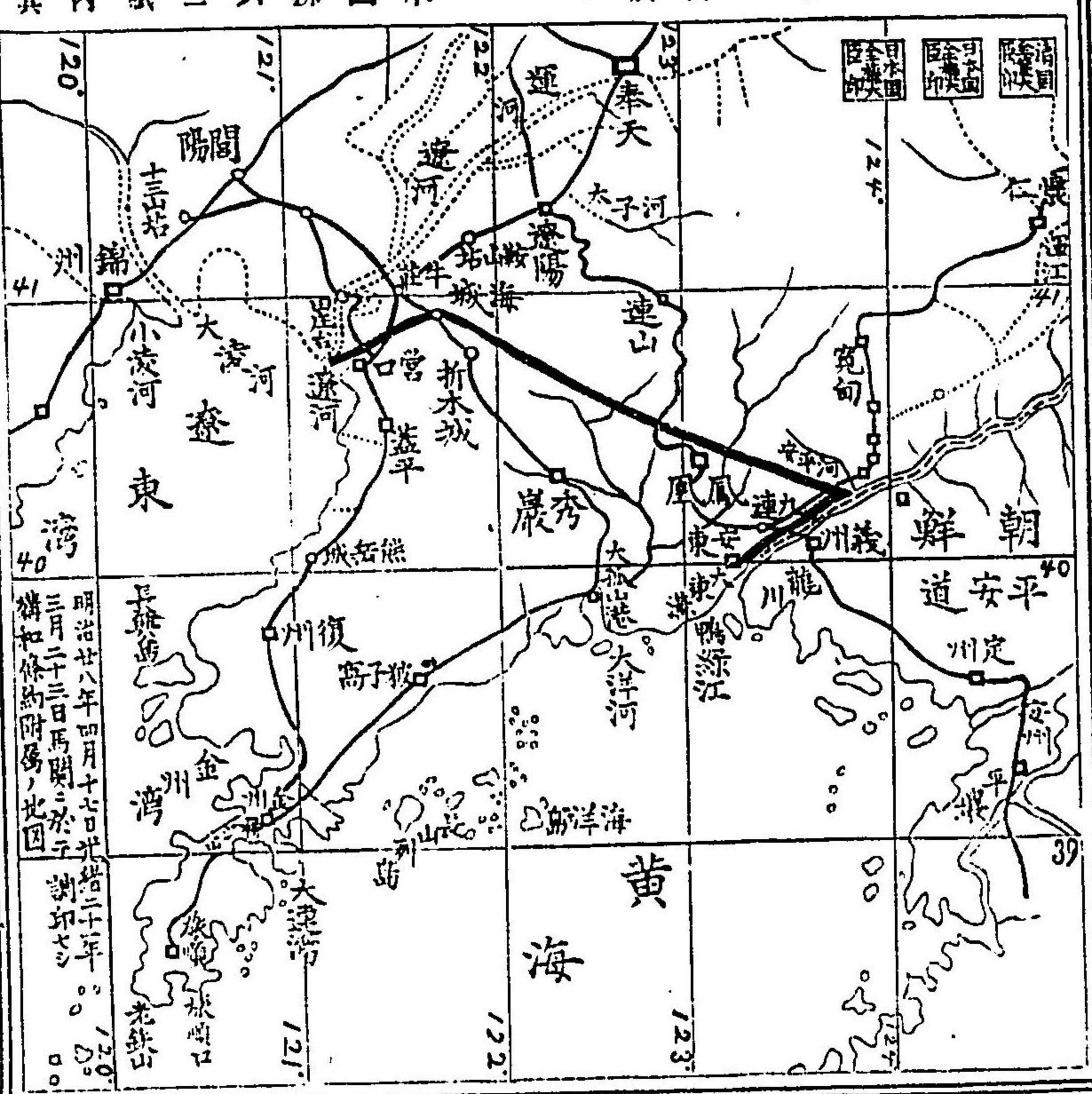
第三條

前條ニ掲載シ附屬地圖ニ示ス所ノ經界線ハ本約批准交換後直チニロ清兩國ヨリ各二名以上ノ境界共同測定委員ヲ任命シ實地ニ就テ

確定スル所アルヘキセントス而シテ若本約ニ
掲記スル所ノ境界ニシテ地形上又ハ施政ノ點
ニ付完全ナラサルニ於テ該境界測定委員ハ之
ヲ更正スルコトニ任スヘン
該境界測定委員ハ成ルヘク速ニ其任務ニ從事
シ其任命後一箇年以内ニ之ヲ終了スヘン
但該境界測定委員ニ於テ更定スル所アルニ當
リテ其更定シタル所ニ對シロ清兩國政府ニ於
テ可認スル迄ハ本約ニ掲記スル所ノ經界線ヲ
持スヘン

第四條

清國ハ軍費賠償金トシテ庫平銀二億兩ヲ日本
國ニ支拂フヘキコトヲ約ス右金額ハ都合八回
ニ分ナ初回及ニ次回ニハ毎回五千萬兩ヲ支拂
フヘシ而シテ初回ノ拂込ハ本約批准交換後六
箇月以内ニ次回ノ拂込ハ本約批准交換後十二
箇月以内ニ於テスヘシ殘リノ金額ハ六箇年賦
ニ分ナ其第一次ハ本約批准交換後二箇年以内
ニ其第二次ハ本約批准交換後三箇年以内ニ其



第三次ハ本約批准交換後四箇年以内ニ其第四次ハ本約批准交換後五箇年以内ニ其第五次ハ本約批准交換後六箇年以内ニ其第六次ハ本約批准交換後七箇年以内ニ支拂フヘシ又初回拂込ノ期日ヨリ以後未タ拂込ヲ丁ラサル額ニ對シテハ毎年百分ノ五ノ利子ヲ支拂フヘキモノトス

但清國ハ何時タリトモ該賠償金ノ全額或ハ其幾分ヲ前以テ一時ニ支拂フコトヲ得ヘシ如シ本約批准交換後二箇年以内ニ該賠償金ノ總額ヲ皆拂スルトキハ總テ利子ヲ免除スヘシ若夫迄ニ三箇年半若ハ更ニ端期ノ利子ヲ拂込ミタルモノアルトキハ之ヲ元金ニ編入スヘシ

第五條

日本國へ割與セラレタル地方ノ住民ニシテ右割與セラレタル地方ノ外ニ住居セント欲スルモノハ自由ニ其不動産ヲ賣却シテ退去スルコトヲ得ベシ其ノ爲メ本約批准交換ノ日ヨリ二箇年間ヲ猶豫スペシ但右年限ノ滿チタルトキハ未ダ該地方ヲ去ラザル住民ヲ日本國ノ都合ニ因リ日本國臣民ト視爲スコトアルベシ

昭清兩國政府ハ本條約批准交換後直チニ各一名以上ノ委員ヲ臺灣省へ派遣シ該省ノ受渡ヲ爲スヘシ而シテ本約批准交換後二箇月以内ニ右受渡ヲ完了スヘシ

第六條

日清兩國間ノ一切ノ條約ハ交戦ノ爲メ消滅シタレハ清國ハ本約批准交換ノ後速ニ全權委員ヲ任命シロ日本國全權委員ト通商航海條約及陸路交通貿易ニ關スル約定ヲ締結スヘキコトヲ約ス而シテ現ニ清國ト歐洲各國トノ間ニ存在スル諸條約章程ヲ以テ該日清兩國諸條約ノ基礎ト爲スヘシ又本約批准交換ノ日ヨリ該諸條約ノ實施ニ至ル迄ハ清國ハ日本國政府官吏商業航海陸路交通貿易工業船舶及び臣民ニ對シ總テ最惠國待遇ヲ與フヘシ

清國ハ右ノ外左ノ讓與ヲ爲シ而シテ該讓與ハ本約認印ノ日ヨリ六箇月ノ後有効ノモノトス

第一清國ニ於テ現ニ各外國ニ向テ開キ居ル所ノ各市港ノ外ニ日本國臣民ノ商業住居工業及製造業ノ爲メニ左ノ市港ヲ開クヘシ但現ニ清國ノ開市場開港場ニ行ハル、所ト同一ノ條件ニ於テ同一ノ特典及便益ヲ享有スヘキモノトス

一湖北省荊州府沙市

二四川省重慶府

三江蘇省蘇州府

四浙江省杭州府

日本國政府ハ以上列記スル所ノ市港中何レノ處ニモ領事官ヲ置クノ権利アルモノトス
第二旅客及ヒ貨物運送ノ爲メ日本國汽船ノ航路ヲ左記ノ場所ニ迄擴張スヘシ

一揚子江上流湖北省宜昌ヨリ四川省重慶ニ至ル

二上海ヨリ吳淞江及ヒ運河ニ入り蘇州杭州ニ至ル

日清兩國ニ於テ新章程ヲ妥定スル迄ハ前記航路ニ關シ適用シ得ベキ限ハ外國船舶清國內地水路航行ニ關スル現行章程ヲ施行ス

ヲ倉入スル爲メ何等ノ稅金取立金ヲモナムルコトナク一時倉庫ヲ借入ル、ノ権利ヲ有スヘシ

第四日本國臣民ハ清國各開市場開港場ニ於テ自由ニ各種ノ製造業ニ從事スルコトヲ得ヘク又所定ノ輸入稅ヲ拂フノミニテ自由ニ各種ノ器械類ヲ清國へ輸入スルコトヲ得ヘシ

清國ニ於ケル日本國臣民ノ製造ニ係ル一切ノ貨品ハ各種ノ内國運送税内地稅賦課金取立金ニ關シ又清國內地ニ於ケル倉入上ノ便益ニ關シ日本國臣民カ清國へ輸入シタル商品ト同一ノ取扱フ受ケ且同一ノ特典免除ヲ享有スヘキモノトス

此等ノ讓與ニ關シ更ニ章程ヲ規定スルコトヲ要スル場合ニハ之ヲ本條ニ規定スル所ノ通商航海條約中ニ具載スヘキモノトス

第七條

現ニ清國版圖内ニ約ル日本軍隊ノ撤回ハ本約批准交換後三箇月内ニ於テスヘシ但シ次條ニ載スル所ノ規定ニ從フヘキモノトス

第八條

清國ハ本約ノ規定ヲ誠實ニ施行スヘキ擔保トシテ日本國軍隊ノ一時山東省威海衛ヲ占領スルヲ承諾ス而シテ本約ニ規定シタル軍ヲ賠償金ノ初回次回ノ拂込ヲ了リ通商航海條約ノ批准交換ヲ了リタル時ニ當リテ清國政府ニテ右賠償金ノ殘額ノ元利ニ對シ充分適當ナル取極ラ立テ清國海關稅ヲ以テ抵當ト爲スコトヲ承諾スルニ於テハ日本國ハ其ノ軍隊ヲ前記ノ場所ヨリ撤回スヘシ若又之ニ關シ充分適當ナル取極立タサル場合ニハ該賠償金ノ最終回ノ拂込ヲ了リタル時ニ非サレハ撤回セサルヘシ尤通商航海條約ノ批准交換ヲ了リタル後ニ非サレハ軍隊ノ撤回ヲ行ハサルモノト承知スヘシ

第九條

本約批准交換ノ上ハ直ナニ其ノ時現ニ有ル所ノ係處ヲ還附スヘシ而シテ清國ハリ本國ヨリ斯ク還附セラレタル所ノ係處ヲ處若ハ遇刑セサルコトヲ約ス

日本國臣民ニシテ軍事上ノ間諜若ハ犯罪者ト認メラレタルモノハ清國ニ於テ直ナニ解放スヘキコトヲ約シ清國ハ又交換中日本國軍隊ト種々ノ關係ヲ有シタル清國臣民ニ對シ如何ナル遇刑ヲモ爲サス又之ヲ爲サシメサルコトヲ約ス

第十條

本約批准交換ノ口ヨリ攻戰ヲ止息スヘシ

第十一條

本約ハ大日本皇帝陛下及大清國皇帝陛下ニ於テ批准セラルヘク而シテ右批准ハ並渠ニ於テ明治二十八年五月八日即光緒二十一年四月十四日ニ交換セラルヘシ

右證據トシテ兩帝國全權大臣ハ茲ニ記名調印スルモノナリ

明治二十八年四月十七日即光緒二十一年三月二十三日下ノ闕ニ於テ二通ヲ作ル

別 約

大日本帝國全權辦理大臣內閣總理大臣從二位勳一等伯爵

伊 譲 博 文 印

大日本帝國全權辦理大臣外務大臣從二位勳一等子爵

陸 奉 宗 光 印

大清帝國欽差全權大臣太子太傅文華殿大學士北洋大臣直隸總督一等肅毅伯

李 鴻 章 印

大清國欽差全權大臣二品頂戴前田侯大臣

李 經 方 印

第一條 本約調印シタル總和條約第八條ノ規定ニ依リテ一時威海衛ヲ占領スヘキ日本國軍隊ハ一旅團ヲ招遇セサルヘシ而シテ該條約批准交換ノ日ヨリ清國ハ毎年右一時占領ニ關スル費用ノ四分ノ一庫平銀五十萬兩ヲ支拂フヘシ

第二條 威海衛ニ於ケル一時占領地ハ劉公島及威海衛ノ全沿岸ヨリ日本里數五里ノ地ヲ以テ其區域ト爲スヘシ

右一時占領地ノ經界線ヲ距ルコト日本里數五里ノ地内ニ在リテハ何レノ所タリトモ清國軍隊ノ之ニ近キ若ハ之ヲ占領スルコトヲ許ササルヘン

第三條 一時占領地ノ行政事務ハ仍水清國官吏ノ管理ニ歸スルモノトス但シ清國官吏ハ常ニ日本國占領軍司令官カ其ノ軍隊ノ健康安全紀律ニ關シ又ハ之ヲ維持配置上ニ付必要ト認メ發スル所ノ命令ニ服從スヘキ義務アルモノトス

一時占領地内ニ於テ犯シタル一切ノ軍事上ノ罪科ハ日本國軍務官ノ裁判管轄ニ屬スルモノトス

此ノ別約ハ本約調印シタル總和條約中ニ悉ク記入シタルト同一ノ効力ヲ有スルモノトス

右證據トシテ兩帝國全權大臣ハ之ニ記名調印スルモノナリ

明治二十八年四月十七日即光緒二十一年三月二十三日下ノ期ニ於テ二通ヲ作ル

大日本帝國全權辦理大臣內閣總理大臣從二位勲一等子爵

伊 蘭 博 文 印

大日本帝國全權大臣外務大臣從二位勲一等子爵

陸 奥 宗 光 印

大清帝國欽差全權大臣太子太傅文華殿大學士北洋大臣團練總督一等肅伯

李 滉 章 印

大清帝國欽差全權大臣二品頂戴出使大臣

李 謹 方 印

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ繼ミタル大日本國皇帝(御名)此書ヲ見ル有狀ニ宣示入
朕親シク明治二十八年四月十七日下ノ期ニ於テ兩帝國全權辦理大臣大清帝國全權大臣ノ記名調印シタル媾和條約中ノ意義ニ付將來誤解ヲ生スルコトヲ避ケムト欲ス

賢熟檢シタルニ善ク朕ノ意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ右條約及別約ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百五十五年明治二十八年四月二十日廣島行在所ニ於テ觀カラ名ヲ署シ附ワ給セシム

御名 御璽

外務大臣 子爵 陸 奥 宗 光 印

議定書

大日本國皇帝陛下ノ政府及大清帝國皇帝陛下ノ政府ハ本日調印シタル媾和條約中ノ意義ニ付將來誤解ヲ生スルコトヲ避ケムト欲ス

ル目的ヲ以テ雙方ノ全權大臣ハ左ノ約定ニ同意セリ

第一 本日調印セシ媾和條約ニ附スル所ノ英譯ハ文該條約日本文本文及漢文本文ト同一ノ意義ヲ有スルモノタルコトヲ有ス

第二 若該條約ノ日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニシタルトキハ前記英譯文ニ依テ決議スヘキコトヲ約ス

第三 左ニ記名スル所ノ全權大臣ハ本議定書ハ本日調印シタル媾和條約ト同時ニ各兩帝國政府ニ提供シ而シテ該條約批准セラル
、トキハ本議定書ニ摘要スル所ノ諸約定モ別ニ正式ノ批准ヲ要セシテ亦兩帝國政府ノ可認センモノト見做スヘキコトヲ
約ス

右證據トシテ兩帝國全權大臣ハ之ニ記名調印スルモノナリ

明治二十八年四月十七日即光緒二十一年三月二十三日下ノ期ニ於テ二通ヲ作ル

大日本帝國全權辦理大臣內閣總理大臣從二位勲一等子爵

伊 蘭 博 文 印

大日本帝國全權大臣外務大臣從二位勲一等子爵

陸 奥 宗 光 印

大清帝國欽差全權大臣太子太傅文華殿大學士

北洋大臣直隸總督一等肅伯

李 滉 章 印

同時に遼東還附の詔勅下る。

詔勅

朕欽ニ清國皇帝ノ請ニ依リ全權辦理大臣ヲ命シ其ノ簡派スル所ノ使臣ト會商シ兩國媾和條約ヲ訂結セシメタリ
然ルニ露西亞獨逸兩帝國及ヒ法朗西共和國ノ政府ハ日本帝國カ遼東半島ノ壌地ヲ永久ノ所領トスルヲ以テ東洋永遠ノ平和ニ利アラスト爲シ交々朕カ政府ニ憲懸スルニ其ノ地域ノ保有ヲ永久ニスル勿ラムコトヲ以テシタリ

顧フニ朕カ恒ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ竟ニ清國ト兵ヲ交フルニ至リシモノ拘ニ東洋ノ平和ナシテ永遠ニ鞏固ナラシメムトル目的ニ外ナラズ而シテ三國政府ノ友誼ヲ以テ切偲スル所其ノ意亦茲ニ存ス朕平和ノ爲ニ計ル素ヨリ之ヲ容ルルニ客ナラザルノミナラズ更ニ事端ヲ滋シ時局ヲ艱シ治平ノ回復ヲ遲滯セシメ以テ民生ノ疾苦ヲ釀シ國運ノ伸張ヲ沮ムハ眞ニ朕カ意ニ非ス且清國ハ媾和條約ノ訂結ニ依リ既ニ渝盟ヲ悔ユルノ誠ヲ致シ我カ交戦ノ理由及目的ナシテ天下ニ炳焉タラシム今ニ於テ大局ニ顧ミ寛洪以テ事ヲ處スルモ帝國ノ光榮ト威嚴トニ於テ毀損スル所アルヲ見ズ朕乃ノ友邦ニ忠言ヲ容レ朕カ政慎ミ漸々戒メ邦家ノ大計ヲ誤ルコト勿キヲ期セヨ

御名御璽

明治二十八年五月十日

内閣總理大臣	伯爵 伊藤 博文
陸軍大臣	伯爵 山縣 有朋
大藏大臣	伯爵 松方 正義
海軍大臣	伯爵 西郷 従道
農商務大臣	子爵 本武 揭
外務大臣	子爵 陸奥宗光
通信大臣	渡邊國武

司法大臣 芳川顯正
文部大臣 侯爵西園寺公望

遼東半島を還附せらるゝに就ては媾和條約中同半島及び之れに伴ふ取扱は從つて其の効力を失ふべし左に其條項を掲ぐ

媾和條約第二條第一項

一左ノ經界内ニ在ル奉天省南部ノ地

鴨綠口ヨリ該江ヲ源リ安平河口ニ至リ該河口ヨリ鳳凰城海城營口ニ亘リ遼河口ニ至ル折線以南ノ地併セテ前記ノ各城市ヲ包含ス而シテ遼河ヲ以テ界トスル處ハ該河ノ中央ヲ以テ經界トスルコトヲ知ルヘン

第三條全文

前條ニ掲載シ附屬地圖ニ示ス所ノ經界線ハ本約批准交換後直ニロ清兩國ヨリ各二名以上ノ境界共同劃定委員ヲ任命シ實地ニ就テ確定スル所アルヘキモノトス而シテ若本約ニ掲記スル所ノ境界ニシテ地形上又ハ施政ノ點ニ付完全ナラサルニ於テハ該境界劃定委員ハ之ヲ更正スルコトニ任スヘシ

該境界劃定委員ハ成ルヘク速ニ其ノ任務ニ從事シ其ノ任命後二箇年以内ニ之ヲ終了スヘシ
但シ該境界劃定委員ニ於テ更正スル所アルニ當リテ其ノ更正シタル所ニ對シロ清兩國政府ニ於テ可認スル迄ハ本約ニ掲記スル所ノ經界線ヲ維持スヘシ

第六條中陸路交通貿易ニ關スル件(即ち左記括弧内にある數文字)

日清兩國間ノ一切ノ條約ハ交戦ノ爲メ消滅シタレハ清國ハ本約批准交換ノ後速ニ全權委員ヲ任命シ日本國全權委員ト通商航海條約(及陸路交通貿易)ニ關スル約定ヲ締結スヘキコトヲ約ス而シテ現ニ清國ト臨州各國トノ間ニ存在スル諸條約章程ヲ以テ該日清

兩國間諸條約ノ基準ト爲スヘシ又本約批准交換ノ日ヨリ該條約ノ實施ニ至ル迄ハ清國ハ日本國政府官吏、商業、航海(陸路交通貿易)工業船舶及臣民ニ對シ總テ最惠國待遇ヲ與フヘシ
我征清軍は百戰百勝の聲譽を字内に擅にしたりと雖外交經綸の籌畧之と相伴はざるよりして、終に遼東還附の已むべからざるに至れり、而して戰勝の結果は適まさる。彼の歐洲各強國をして縱横自在に亞細亞問題に關涉せしめ、支那大陸は、彼等の籠弄する所と爲り、我日本は之に對して孤立の地位に立てり。是れ他無し、日本の政治家眼光、孤島の底に局促し、宇内の活機を制する所以を知らざるか爲めなるのみ。誰れか凜然として其の心を動かし、泣然として涙下らざるものあらんや。噫、千古未嘗有の偉業に對し、千古未嘗有の失体あり、而して東邦の局勢、危機の逼るこど、日一。日よりも急、帝國經綸の大計、東亞拓開の遠圖、是れ豈志士仁人の當に講究せざるべからざる所に非ずや。

明治二十九年六月十六日印刷
同 年六月十九日發行

日清陸戰史與付

實價金七十五錢

著者 川崎三郎

東京市日本橋區通四丁目五番地

發行者 和田篤太郎

東京市京橋區宗十郎町十七番地

印刷者 久米川治三郎

東京市日本橋區通四丁目角

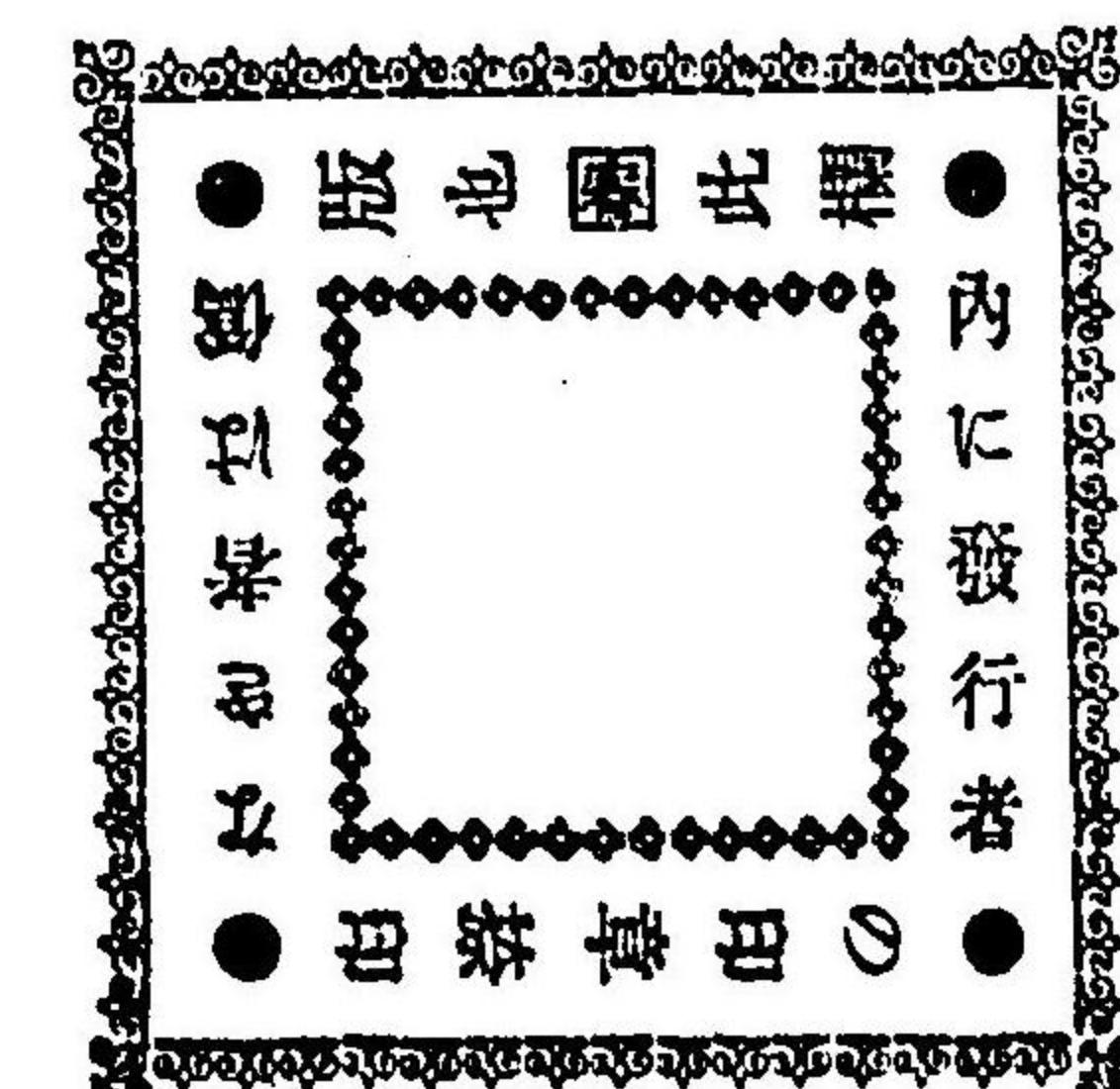
發行所 春陽堂

電話五拾壹番

印刷所 國文社

東京市京橋區宗十郎町十五番地

版權所有



官軍に其當可を得て大打相合せざるに至安現成

走せり。

此役我戰死者は下士卒五名負傷者下士卒三十三。周囲死傷十。敵の死傷は詳ならずと雖、戰場に遺棄せる屍骸は、百廿餘なり。

戰利品は、大砲一門。施條銃七十挺。小銃彈薬四千五百發。機銃十七挺。古砲(二百年前の後裝子母砲)一門等なり。

本卷第九編の題目中「太平山沙河沿及牛莊の戰」を在るは、「太平山牛莊、營口、及田庄臺の戰鬪」と改む。

●正誤

本卷、第八篇、(海城及鳳凰城方面の戰闘)の第五(清軍の方畠及我軍の防禦方畠)四一四頁、末行以下左の文字を脱す、因て左に訂正す。

此命令は、佐藤大佐に與ふるに、此日敵軍の主力たる右翼を追撃し、之を挫折せしむるの重任を以てせられたるものなり。前日(十七日)の役、我軍は徒らに、敵軍の近接するを待つも敵軍は踏距後退して放て我が射程内に近接せず。徒らに、相持して半日餘を空費したとの指摘たるとを知れり。故に今や敵軍第二回の來襲に當りては、我第三師團長は、前日の経験に鑑み、攻勢防禦の必要を感じたるが故に、佐藤大佐に授くるに此任務を以てしたるものなりとす。

此日我軍の防禦各隊區域を概括すれば左の如し。

一海城の防禦各隊區域を概括すれば左の如し。

一海城の北東方双龍山

双龍山より西方歎喜山の東麓までを警戒す

三好大佐の部隊

一海城の北方歎喜山

歎喜山より西南方牛莊街道まで

栗飯原大佐の部隊

以上大島旅團長之を指揮す

一海城の西方腺甲山

牛莊街道より腺甲山腹まで

塙本大佐の部隊

一海城の南方唐王山

腺甲山麓より唐王山まで

佐藤大佐の部隊

以上大迫旅團長之を指揮す

此日敵軍双龍山に向へる者は、單に牽制運動に止ると、我偵察の夙に看破して映らざる所たり。而かも敵の主力(即ち敵の右翼)が、大富屯及び波羅堡子より進て海城に迫るべき衝路は、徐家園方面に在り。栗飯原大佐之を守れり。

佐藤大佐の受持たる唐王山は、此日の戦に於て、敵が營口より来るに非れば、一點の危険無き處たり。故に桂師團長は特に佐藤大佐に命するに此日遊撃の任務を以てしたる也。

兩軍の戰闘

敵軍は、我偵察せる所の推測に違はず、其左翼双龍山に向へるものは牽制運動に過ぎず。而かも其主力を右翼に專注して大富屯より南に進み、密集せる横隊を爲り、徐家園子の方向に進み来れり。

敵は一千米突以上の遠距離より我左翼に向て射撃を始めたれども、我軍は寂然沈静して之に應せざりき。

是より先に我兵は徐家園子の後方に砲列を布き、兵頭砲兵少佐(雅樂)之を率ひて射撃を開始したり。而かも徐家園子の北西兩面には我十九聯隊防禦工事を施し、低地小屋の内に、十九聯隊第二大隊(隊長塙本少佐)及び第六聯隊第一大隊を掩伏せしめ。第十八聯隊の牛島大隊及び第七中隊も亦此防禦工事人造屋の下に潜伏せしめたり。

敵軍は我軍の戦略を知らざるか故に、直ちに徐家園子に進入せむと欲し、其横隊は牛莊街道の南方遙かに延展し、東端は波羅堡子地帯を南進せる敵と相遇なりつ、前進せり。然れども此際約二時間、彼は頻りに射撃されども、我は益す沈静し、防禦工事の低は岸下に潜めるか故に、敵は益し一人だも我伏兵を看破したものあらずりき。

斯の如く、敵午前十一時過より間断無く射撃すると二時間の久しきを經て午後一時を過ぎたりしかば、我連隊の司令官佐藤大佐より訓令を南進せる敵と相連なりつ、前進せり。然れども此際約二時間、彼は頻りに射撃されども、我は益す沈静し、防禦工事の低は實に敵軍を三百米突乃至三百米突の近距離に引き付けて、之を射たる一齊射撃。敵は無數死傷を生し。忽ち退却を始めたり。我兵

は佐藤大佐の命令の下に、直ちに呐喊して、敵を追撃す。而かも、腺甲山に在りたる第六聯隊(隊長塙本大佐)の第二大隊及び第十八

聯隊の第一大隊(二中隊)は同時に腺甲山を下りて追撃せり。

是より先、大島旅團長は歎喜山上に在り。而かも徐家園子方面の敵が、我左翼の近距離に迫れるの状を望み見つ。歎喜山北方各村には、敵の大部隊の伏在せざると、判然として疑ひ無きを看破したりければ、部下第十九聯隊長栗飯原大佐に命じ、山麓の一大隊(小原少佐)の部隊を率て直ちに徐家園子に前進せしめたるが、同隊未だ達せざるに先ち正面の敵は退却を始め、且つ前まに波羅堡子より南向せる敵兵も亦同村内を經て北方に退却せり。時に午後一時過ぎ也。

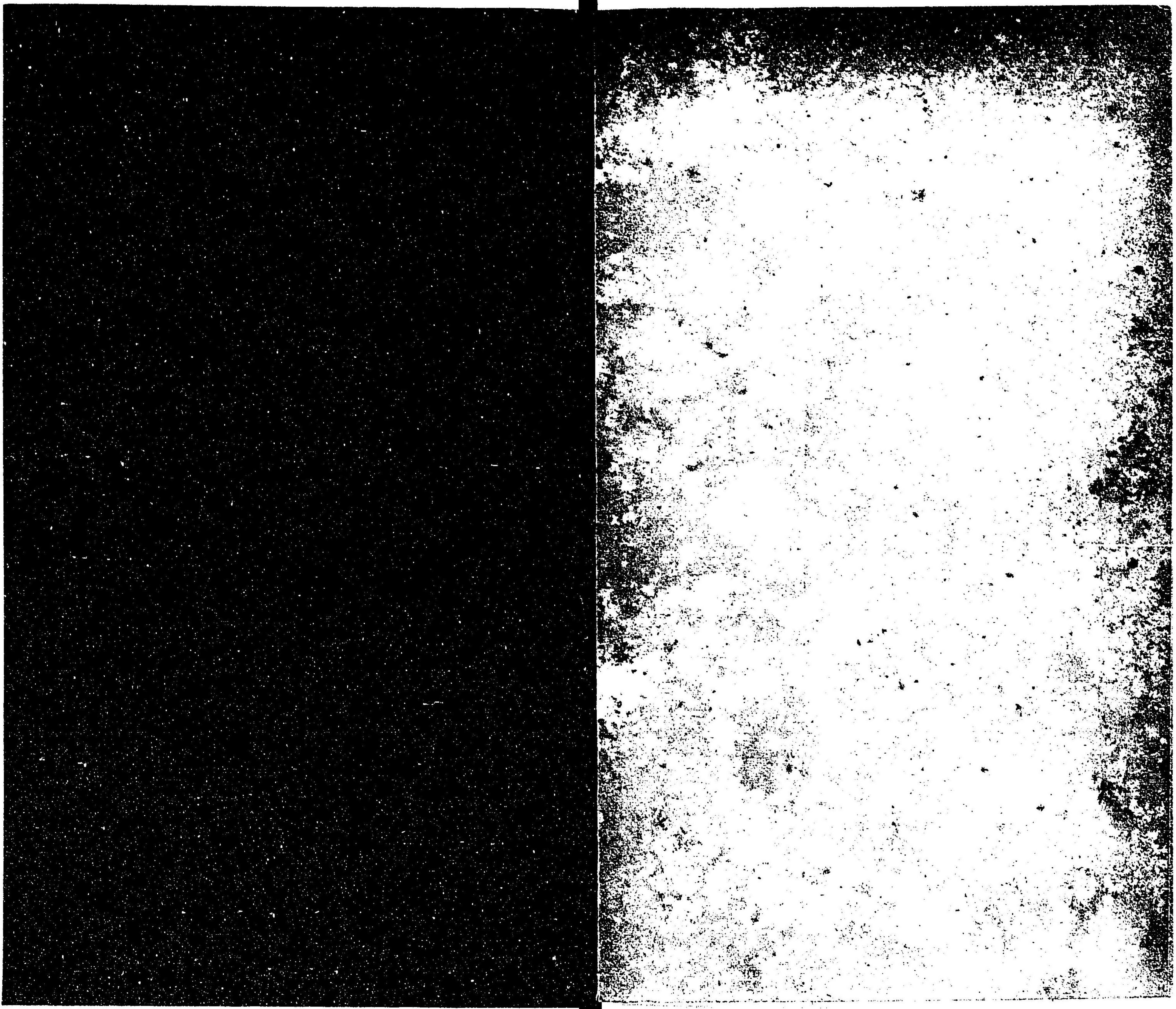
我牛島大隊(第十八聯隊第三大隊)は午後二時を以て大富屯を占領し、他隊之に次ぎしも、師團長の命令に依り、追撃を中止し、各其本位に歸復せり。(午後二時三十分)

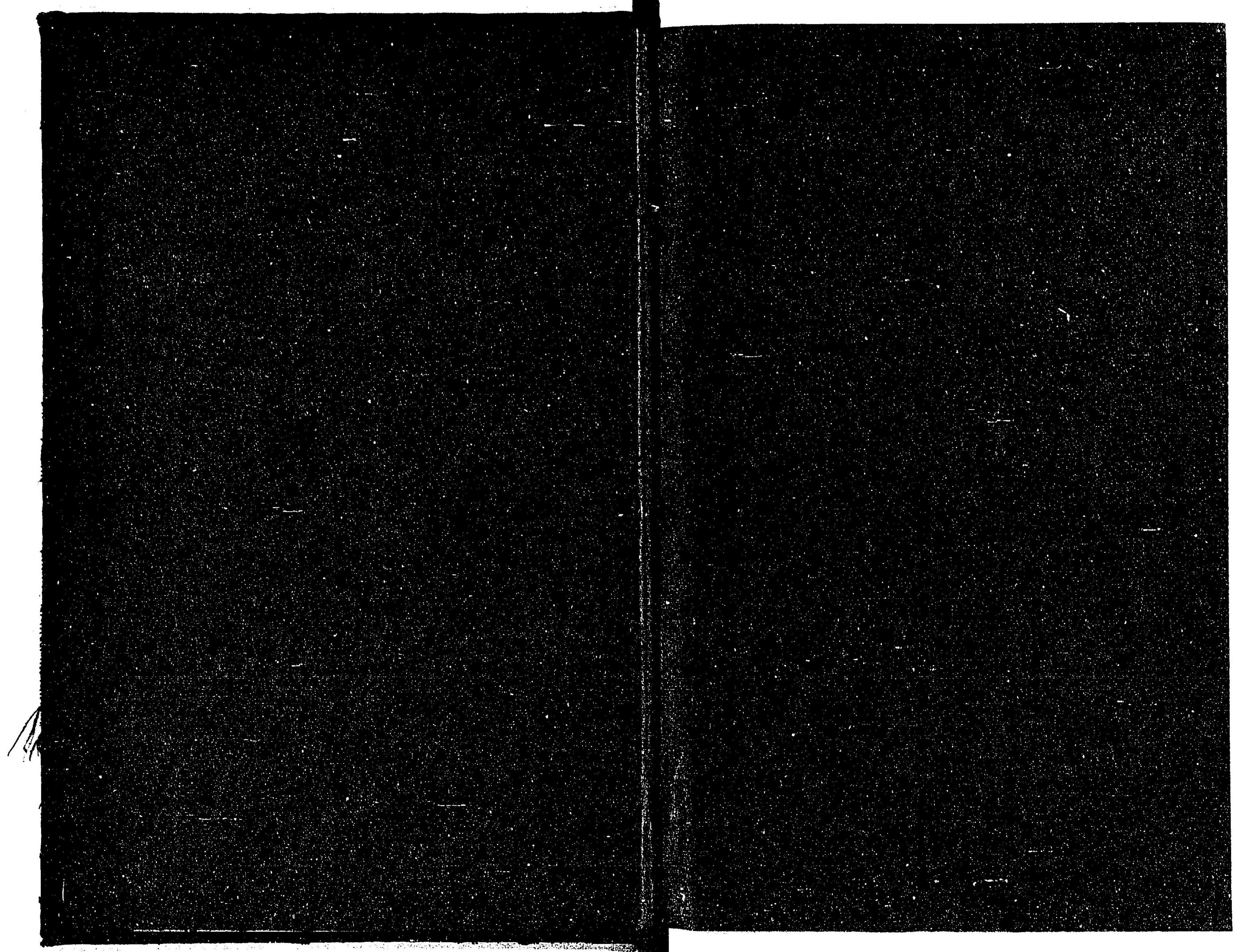
双龍山の三好大佐は、此日午前九時過ぎより、敵兵の左翼と互に相對峙し午後一時に至りしが、敵の己れの右翼既に敗れたるとを知るや直ちに退却し、前方約一里の村落(二營子の北)に停止せり。三好大佐は副官を歎喜山に飛して、追撃の許可を師團長に請ふ、副官僅に其許可を得て未だ復命せざるに三好聯隊(第七)は早く既に陣地を發し敵の側面に現はれたるを以て敵は益す狼狽して北方に潰走せり。


此日我戦死者は下士卒五名負傷者下士卒三十三。周囲死傷十。敵の死傷は鮮ならずと雖、戰場に遺棄せる屍体は、百廿餘なり矣。

戰利品は、大砲一門。施條銃七十挺、小銃弾薬四千五百發。擡鉤十七挺、古砲(二百年前の後裝子母砲)一門等なり。

本卷第九編の題目中『太平山沙河沿及牛莊の戰』と在るは、『太平山牛莊、營口、及田庄臺の戰闘』と改む。







73

107

(M)

002672-000-3

73-107

日清陸戦史

米峰 樵夫/著

M29

ACB-6108



